

第2期 京丹後市環境基本計画

2019～2024

(案)

2019年 月

京丹後市

目 次

	はじめに	・・・	5
1.	計画の策定にあたって	・・・	6
1.1.	策定の背景	・・・	7
1.1.1.	第1期計画	・・・	7
1.1.2.	背景	・・・	8
1.2.	世界・我が国の動向	・・・	9
1.2.1.	世界の動向	・・・	9
1.2.2.	我が国の動向	・・・	10
2.	計画の位置づけ	・・・	12
2.1.	計画の目的	・・・	12
2.2.	計画の期間	・・・	12
2.3.	政策の経過	・・・	13
2.4.	位置付けと役割	・・・	14
	— 計画体系 —	・・・	15
3.	計画の前提	・・・	16
3.1.	計画の骨子	・・・	16
3.2.	連携と協調	・・・	17
4.	基本理念	・・・	20
4.1.	目指す社会モデル	・・・	20
4.2.	基本方針	・・・	21
5.	5つの基本方針に基づく個別方針	・・・	22
	I 自然環境	・・・	22
	II 地球温暖化	・・・	23
	III 廃棄物・生活衛生	・・・	24
	IV 限りある資源	・・・	25
	V 社会環境	・・・	26
6.	実効性の確保に向けて	・・・	27
6.1.	計画推進上 5つの実行ポイント	・・・	28
6.2.	環境側面の統合強化	・・・	28
6.3.	市民生活上の行動指針の共有	・・・	30
6.4.	取組の評価	・・・	32
6.4.1.	指標とする評価項目の設定	・・・	32
6.4.2.	取組状況の点検・見直し	・・・	32
6.4.3.	中間・最終年における評価（3年目・6年目）	・・・	32
6.5.	主体性確保と主体構成	・・・	32
6.5.1.	主体	・・・	32
6.5.2.	連携	・・・	33
6.5.3.	パートナーシップ	・・・	33

個別推進計画	・ ・ ・	35
I	環境ターゲット1 「自然環境」	・ ・ ・ 37
	環境ターゲット2 「生物多様性」	・ ・ ・ 38
	環境ターゲット3 「森・里・川・海」	・ ・ ・ 39
	環境ターゲット4 「外来生物・有害鳥獣」	・ ・ ・ 40
	環境ターゲット5 「不法投棄・公害」	・ ・ ・ 41
II	環境ターゲット6 「地球温暖化」	・ ・ ・ 42
	環境ターゲット7 「気候変動」	・ ・ ・ 44
III	環境ターゲット8 「廃棄物発生抑制」	・ ・ ・ 45
	環境ターゲット9 「廃棄物処理体制」	・ ・ ・ 46
	環境ターゲット10 「生活排水処理」	・ ・ ・ 48
IV	環境ターゲット11 「資源循環・再資源化」	・ ・ ・ 49
V	環境ターゲット12 「自然・ひと・活動」	・ ・ ・ 50
	環境ターゲット13 「公共施策」	・ ・ ・ 52
	環境ターゲット14 「環境共生の文化と価値観」	・ ・ ・ 53
	環境ターゲット15 「人づくり」	・ ・ ・ 54
資料編	・ ・ ・	57
●	京丹後市の現状について	・ ・ ・ 59
●	京丹後市の環境に関する意識調査結果	・ ・ ・ 71
●	用語集	・ ・ ・
	・ ・ ・	

・本文中「※」印は、資料編用語集に掲載する用語を表します

はじめに

京丹後市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所*推計によると 40 年後には現在の約半数にまで減少すると予想されています。

また、21 世紀末には国内の年平均気温は 4.5℃上昇するとされており、日常化する極端な気象現象など世界各地で観測される気候変動*、大気・海洋を通して世界でつながる環境汚染をはじめ、自然環境の劣化、生態系の混乱、温暖化の進行等といった地球規模の課題はグローバルに連鎖しており、これからの私たちを取り巻く環境変化の想定は、因果関係や見通しの不確実性を差し置いたとしても、後戻りできない変化として私たちの生活環境に影響を与えることが予測されます。

これらの環境変化は、社会の脆弱性*を高める要因となる可能性があり、地域の環境・社会・経済それぞれの側面において悪循環を形成し、自然環境・市民生活・社会活動・公共施策それぞれにおいて機能の継続を困難にする状況など、今ある社会構造が成り立たなくなる未来の到来を表すものであって、自然の上に成り立つ私たち人の生活や活動を起源とする環境分野の諸課題は、自然や人、活動それぞれ分野を越えて深刻な影響を各方面へ及ぼそうとしています。

一方、環境は、私たちの日常に存在するものであって、地域の適応力と持続可能性*を指し示す重要な要素ともなり得るものであり、いわば地域や社会を創り出す源泉であるといえます。

地域は今、将来にわたる環境的・社会的な変化を現実的な問題として受け入れ、「環境」と「社会」「経済」の距離感を縮め、皆が一体となって「環境を活かす地域の社会」をどう切り開くかという観点に立つ必要があります。

私たちは、環境対策を「人間活動の抑制」とのみ捉えるのではなく、「新しい価値の創造」を楽しみと捉え、京丹後市の豊かな自然環境とここに暮らす人々の活動をひとつの環として、人が接点となり自然・ひと・活動が共生する持続可能性の高い地域づくりを目指します。

2019 年 月 日 京丹後市長 三崎 政直

1. 計画の策定にあたって

京丹後市は、京都府北部の丹後半島に位置し、東西約 35km、南北約 30km、面積 501.84k m² の広がりを持ち、標高 700m 以下の山々とその山々を源流とする河川流域により盆地が形成されています。海岸は山陰海岸国立公園、丹後天橋立大江山国定公園に指定され、岩礁帯から砂丘、湾や入江など多様な自然形態を持っています。丹後半島の脊梁山地は市内を縦断する幾多の清流の源となるなど、豊かで美しい自然環境を形成し、育てています。

【図】京丹後市の位置と概要



規模	面積	501.43k m ²
	東西	約 35km
	南北	約 30km
位置	東経	135 度 03 分 49 秒
	北緯	35 度 37 分 15 秒

この中に暮らす私たちは、恵み豊かな自然及び生活環境を享受する権利を有するとともに、かけがえのない財産として保全し、将来の世代に引き継ぐ責務を有しています。

人間の活動に伴う地球環境の悪化が明らかとなり、人間が依存する「環境」に対して回復不可能な変化が引き起こされようとしている今、一人ひとりが環境の有限性を深く認識し、環境に接する私たちの行動、活動全般を環境負荷の少ないものに改めていくことが求められています。

「環境対策の地域展開は地域社会の持続可能性と強靱性*を育む取組であって、地域の生み出す付加価値を増大させるもの」とする京丹後市美しいふるさとづくり条例*の認識に基づき、環境に対して全ての人々が役割を分かち合い、美しいふるさとの自然環境を守り次代に継承するまちづくりを目指します。

本計画は、本市まちづくりの基本理念及び目標を踏まえ、京丹後市美しいふるさとづくり条例（平成 29 年 3 月条例第 15 号）第 8 条の規定に基づき策定するものです。

1.1. 策定の背景

1.1.1. 第1期計画

京丹後市は、2009年度から2018年度を計画期間として、第1期京丹後市環境基本計画を策定し、「～古代から未来へ 自然美豊かな歴史と文化のまち 京丹後～『暮らしの中でいのちが輝く環境循環都市』を実現するために今後の方向性を描く」ことを望ましい環境像に掲げ、計画に基づく施策を進めてきました。

2018年12月17日

【第1期振り返りと第2期へ向けて（総括抜粋）】

京丹後市美しいふるさとづくり審議会

第1期計画期間は、期間を通して人口減少社会*の到来を迎え、地域では過疎高齢化の進行、エネルギーの本格的自由化*をはじめとして経済情勢・購買形態・社会流動性の変化は著しく、また、東日本大震災や台風の襲来・集中豪雨といった自然及び気象災害の激甚化*と頻発化なども重なり、自然環境のみならず経済・社会各環境において人々の価値観を大きく変化させた10年間となりました。

現状、自然環境の保護及び社会的な活用、地球温暖化*の緩和、気候変動への適応、災害発生時のごみ処理の問題など、市民に直接関係する課題が分野を越えて顕在化しており、また、環境分野の諸課題は自然の上に成り立つ私たち人の生活を起源として、後戻りできない影響を私たちの生活環境に与えつつあるとされ、環境・社会・経済の各分野を越えた目標共有が不可欠となっています。

地域固有の自然環境は、いわば地域社会を創り出す源泉であるといえることから、次期計画の策定にあたっては、環境対策を「人間活動の抑制」とのみ捉えるのではなく、豊かな自然環境とここに暮らす人々の活動をひとつの環とし「新しい価値観の創造」を楽しみとして捉え進めることが望ましいと考えるものであって、各種の施策・事業そのものが環境対策として機能するよう、各種計画と連携した多面的かつ複合的な計画とすることが望まれます。

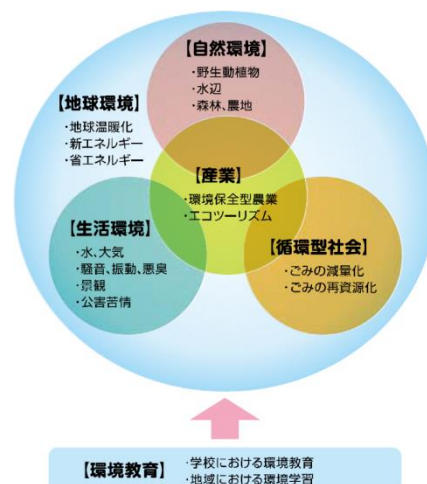
〔第1期計画〕

～古代から未来へ

自然美豊かな歴史と文化のまち

京丹後～

第1期環境基本計画の範囲



1.1.2. 背景

本市の環境政策においては、京丹後市まちづくり基本条例*（平成 19 年条例第 54 号）をまちづくりの基本理念として、京丹後市総合計画*及び第 1 期京丹後市環境基本計画の中にその方針と行動計画を位置付け推進しています。

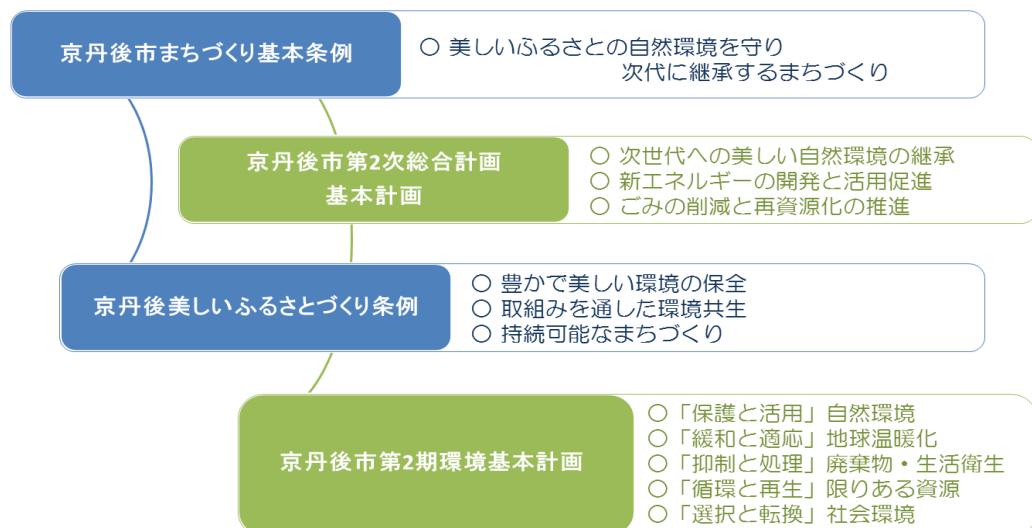
第 1 期京丹後市環境基本計画の終期を迎えたことに加え、2016 年から 2017 年にかけて京丹後市総合計画の第 2 次計画・基本計画が策定され、また、環境分野の基本的な条例とするため「京丹後市美しいふるさとづくり条例」の全部改正を施行するなど、これらの進展を受け第 2 期京丹後市環境基本計画を策定するものです。

現在の地球環境にあっては、人類の活動の拡大が多様な地球システム*の維持を脅かしている現状に警鐘が鳴らされるなど、差し迫った状況にあるとされています。この状況は、環境問題によって今すぐに人類が生活基盤を失うというのではなく、何も対策を講じない場合は将来にわたって今の生活環境を持続できないということであって、回避・軽減のためには地球に暮らす私たち一人ひとりがまずこの事実を認識していくことが必要とされます。

環境問題は、社会や経済の仕組みだけでなく、私たちの今まで通りの生活、公共・行政の機能そのものの持続可能性を脅かすものであって、今後、資源の枯渇や自然環境の劣化、生物・生態系から人が受ける利益機能*の不全など、更に厳しい環境上の制約に直面する可能性が高いとされています。私たちは地域の自然環境と適切かつ確実に共生する姿勢を日々の生活に取り込み、地球規模の環境問題を巡る課題に各自で対応し、地域として持続し、環境を維持する役割を果たし続けていかなければなりません。

私たちの暮らしの背景には、大気、土壌、水質、生態系、資源、景観、これら地域固有の環境を自然的条件・社会的条件それぞれの視点からしっかりと保全し共存する社会の構築が求められています。

【図】環境に関する市政体系図



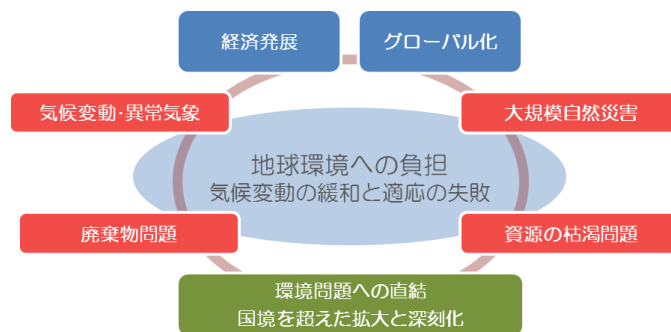
1.2. 世界・我が国の動向

近年、環境破壊は世界規模で進行し、これまで経験したことのない異常気象が各地で発生しています。経済の発展は人々の豊かな暮らしをもたらす一方で、大量生産・大量消費・大量廃棄、これらを起源とする地球環境への負担は今後の経済・社会活動に更なる深刻な影響を与えることが懸念されています。

これらの懸念に対し、国際的な枠組みで各種の目標設定がなされ、この目標を達成するための抜本的な改革を進め、経済成長と社会問題の解決を同時に実現し持続可能な地球環境を形成しようとする動きが各国・各地域で進行しています。

世界経済では、両極化・激甚化の一途をたどる気象災害を受け、気候変動を最大のグローバルリスク*と位置付けて対応を進める一方で、先進国を中心に進んだ経済成長の波は後発の開発途上国にも到達し、環境負荷*が今後も加速的に増加することが懸念されています。

【図】問題のグローバル連鎖
(イメージ)



【グローバルリスク報告書】世界経済フォーラム 毎年発表

今後 10 年間に複数の国や産業に多大な悪影響を及ぼす可能性のあるグローバルリスクとして、「極端な異常気象」や「大規模自然災害」といった気候変動関係リスクが近年継続して上位に選定されています。

1.2.1.1. 世界の動向

(1) パリ協定

2015年12月、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議*（COP21）において「パリ協定」が採択され、法的枠組みとして2016年11月に発効されています。協定では、世界全体の平均気温の上昇を2℃より十分下方に保持するとともに、1.5℃に抑えることを追及することや、今世紀後半に人為的な温室効果ガス*の排出量と吸収量を均衡させること等が合意されています。

一方、国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）*の特別報告書（2018年10月）では、「現状のままでは2040年代に産業革命以降の気温上昇が1.5℃に到達してしまう」と記載されており、2050年ごろまでに温室効果ガス排出を「実質ゼロ」にするよう取組の前倒しを迫っています。

協定では「2℃目標」が掲げられていますが、目標を達成するためには抜本的な意識の改革と技術の革新を図り、経済成長と社会問題の解決を同時に実現することが必須項目とされ、今後、さらに各国に排出量の削減強化が求められることとなります。

(2) 持続可能な開発目標「SDGs」

2015年9月、「国連総会・国連持続可能な開発サミット*」において持続可能な開発目標「SDGs」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ*」が採択されました。国連加盟国が2030年までに取り組む持続可能な世界を実現するための国際的な目標が設定され、アジェンダでは、人間と地球の繁栄、及び『誰も取り残されない世界』の実現に向けて、世界全体の経済、社会、環境の三側面を不可分のものとして調和させる統合的かつ普遍的取組として、国際的な17の目標と169のターゲットが設けられています。

1.2.2. 我が国の動向

(1) 社会動態

我が国の人口は、2065年には8,808万人（国立社会保障・人口問題研究所推計）と現在の約3分の2にまで縮小し、高齢化率は38.4%に急上昇することが予測されています。

この社会動態変化は、自然環境の機能保全、自然災害、社会インフラ*の維持、地域での経済・雇用活動、これら人の暮らしに直結する対応が追い付かない社会の到来であって、今ある社会構造が根底から転換を迫られる危機が間近に迫っていることを理解しなければならない状況にあることを意味しています。

(2) パリ協定を踏まえた現状

我が国は、温室効果ガスの排出量で2030年度に2013年度比26%削減を達成し、2050年までに80%削減を目指す地球温暖化対策計画*を策定しました。計画の中では、国の温室効果ガス排出量は2013年度から減少傾向にあり、経済成長とのデカップリング*傾向にあります。

一方、国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）では、1950年代以降、観測された気象等変化の多くは数千年間にわたり前例のないものであること、また、すでに気候変動は自然及び人間社会に影響を与えており、今後、温暖化の程度が増大すると広範囲にわたり深刻な影響が生じる可能性が高まるとされています。

我が国においても、気温の上昇や大雨の増加、高温による農作物の品質低下、動植物・農作物の分布域の変化など、気候変動による影響がすでに顕在化し、将来的に、自然環境と密接に関係する産業、水環境、自然生態系、自然災害、健康などの様々な面で多様な影響が生じる可能性があることが明らかになっています。温室効果ガスの排出抑制等を行う「緩和*」だけでなく、すでに現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して「適応*」を進める動きが加速化しています。

※デカップリング：経済局面と温室効果ガス排出量の統合的分離（成長と抑制）

(3) 持続可能な開発目標「SDGs」を踏まえた取組

2016年12月、我が国では、SDGs達成に向けて内閣総理大臣を本部長とする「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部*」が設置され、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を決定しました。実施指針では「省エネルギー・再生可能エネルギー*、気候変動対策、循環型社会の推進」、「生物多様性*、森林・海洋等の環境の保全」が盛り込まれ、国の第五次環境基本計画の見直しでもSDGsの理念や考え方が活用されています。

また、地方自治体にあっても、地域における環境・経済・社会の状況を把握するツールとしてSDGsの活用が進みつつあり、SDGsの達成には、国際機関、国、自治体、企業、住民など多様な主体の連携・協力が必要とされる中、自治体、企業、NPOなどSDGsに立脚した様々な主体の取組が始まっています。

(4) 第五次環境基本計画

国の第五次環境基本計画は、政府の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として、環境基本法に基づき2018年4月に閣議決定されています。

第五次計画のポイントは、SDGs・パリ協定採択後初めての環境基本計画のため、SDGsの考え方も活用しながら環境・経済・社会の統合的向上を具体化する分野横断的な6つの「重点戦略（経済・国土・地域・暮らし・技術・国際）」が設定され、環境政策による経済社会システム、ライフスタイルなどあらゆる観点からのパラダイムシフト*（規範や価値観の非連続的変化）や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていく内容が示されています。

またこの計画で、地域活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏*」の考え方が新たに提唱され、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進していくものとして策定されています。



(5) 国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」

政府は、2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標を掲げ、その達成に向けて事業者や国民が一致団結して取り組む「COOL CHOICE（クールチョイス）」を展開しています。



豊かな低炭素社会づくりに向けた知恵や技術を、みんなで楽しく共有し、発信していこうという気候変動キャンペーン「Fun to Share」とあわせて、「製品」「サービス」「行動」など温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」、低炭素なアクションを実践するというライフスタイルの「選択」を促す国民運動として進められています。

2. 計画の位置づけ

2.1. 計画の目的

本計画は、自然環境の保護と保全、脱炭素*化・省資源化、廃棄物抑制と循環型社会の創造、生活、活動上の価値観の転換を通して、環境の変化を受け入れ適応していくことの認識を醸成しつつ、環境・社会・経済それぞれの分野別課題を統合的に解決していく市民社会を実現するための基本的な方向を示すものとします。

京丹後市が取り組むまちづくりを環境視点から総合的かつ計画的に表し、推進を図ることを目的として本計画を策定します。

2.2. 計画の期間

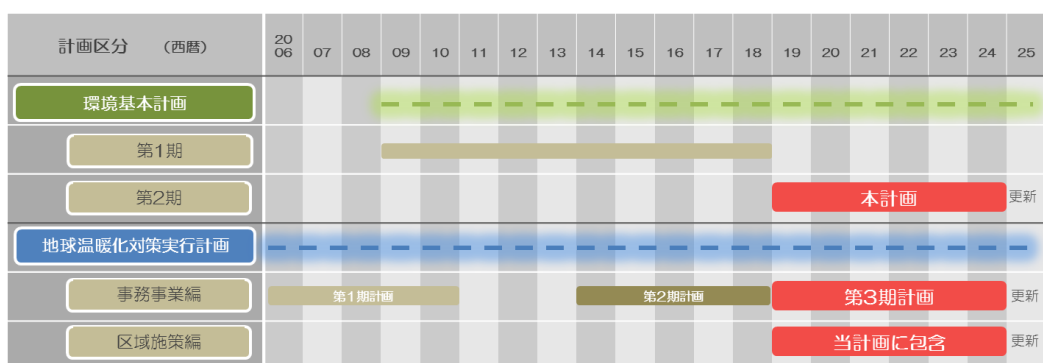
地球環境、国際社会の情勢、地域の生活環境、国等の政策方針等の変化は、第1期で設定した10年間とする計画期間では捉えることが難しいところまで以前に増してその進行速度を上げています。

これらの現状を踏まえ、数年先の傾向を見通した中期的な期間と目標の設定が妥当と考え、第2期計画の策定にあたっては、2018年に決定された国の「第五次環境基本計画」、本市総合計画・基本計画の終期に足並みを合わせることを望ましいと考え、計画期間は2019年度から2024年度までの6年間とします。

- 第2期京丹後市環境基本計画
2019年度 ～ 2024年度 6年間

【関連計画】

- 第3期京丹後市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編*〕
2019年度 ～ 2024年度 6年間
- 初版・京丹後市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編*〕 ※本計画に包含
2019年度 ～ 2024年度 6年間



2.3. 政策の経過

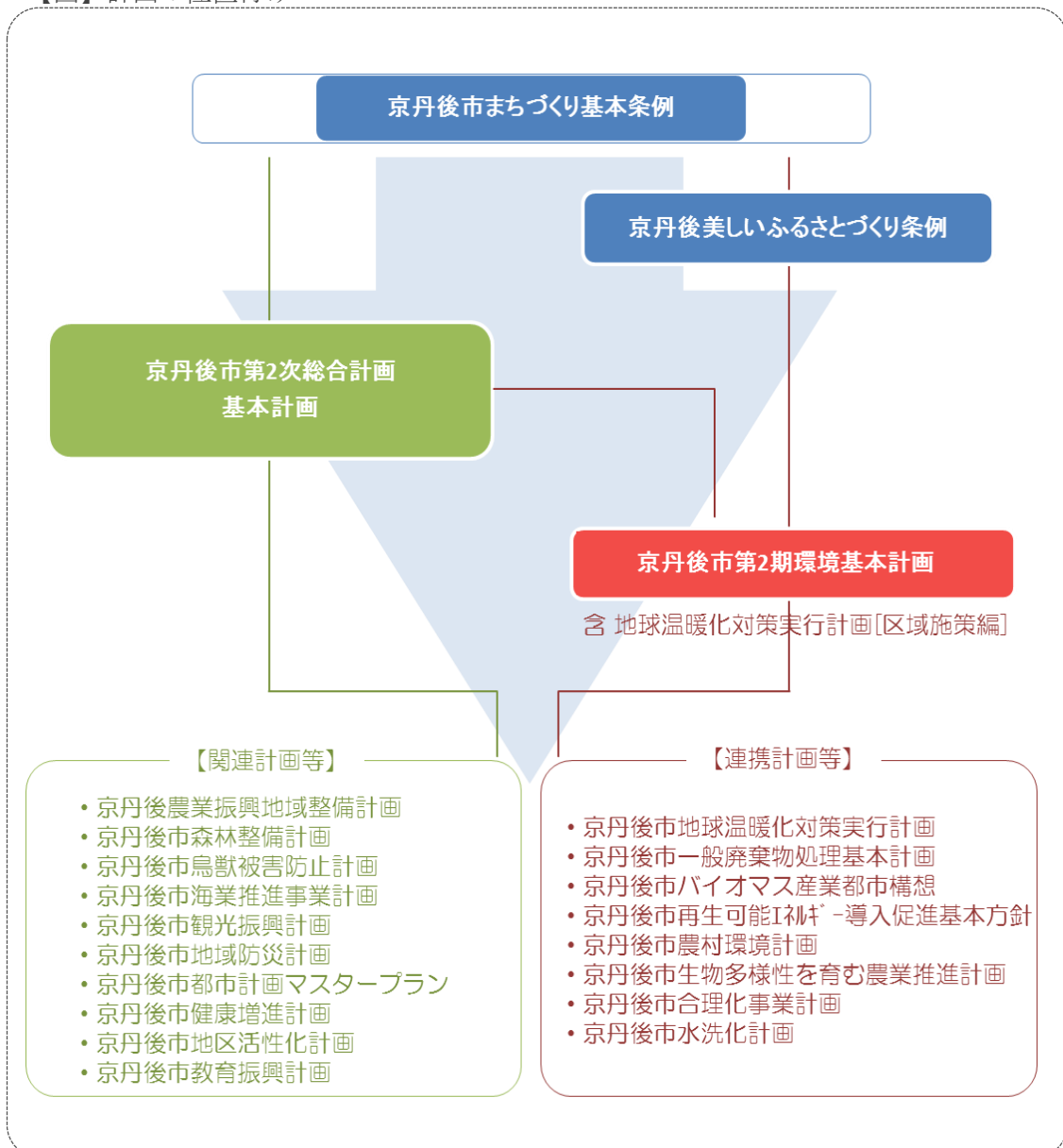
2004 平成 16 年 4 月	6 町の合併により京丹後市発足 ※「京丹後市美しいふるさとづくり条例」を網野町から承継
2006 平成 18 年 2 月	「京丹後市地球温暖化対策実行計画」
2007 平成 19 年 1 月	「循環・共生・参加まちづくり表彰」環境大臣賞 ※ 環境問題に対する先駆的な取組が評価
2007 平成 19 年 3 月	「京丹後市一般廃棄物処理基本計画」
	「京丹後市農村環境計画」
2007 平成 19 年 10 月	「京丹後市バイオマスタウン構想」
2008 平成 20 年 4 月	「京丹後市まちづくり基本条例」が施行 ※美しいふるさととの自然環境を守り次代に継承するまちづくり
2010 平成 22 年 3 月	「京丹後市環境基本計画」 ※古代から未来へ 自然美ゆたかな歴史と文化のまち 京丹後
	「京丹後市水洗化計画」
2011 平成 23 年 6 月	「京丹後市生物多様性を育む農業推進計画」
2011 平成 23 年 12 月	「京丹後市合理化事業計画」 (第 2 次)
2013 平成 25 年 3 月	「京丹後市再生可能エネルギー導入の促進に関する基本的な方針」
2014 平成 26 年 11 月	「京丹後市地球温暖化対策実行計画 (第 2 期計画)」
2015 平成 27 年 3 月	「京丹後市一般廃棄物処理基本計画 (第 2 次)」
2015 平成 27 年 10 月	「京丹後市バイオマス産業都市構想」
2017 平成 29 年 2 月	「京丹後市合理化事業計画」 (第 3 次)
2017 平成 29 年 3 月	「京丹後市生物多様性を育む農業推進計画 (2 期)」
	「京丹後市美しいふるさとづくり条例」全部改正

2.4. 位置付けと役割

第2期京丹後市環境基本計画は、京丹後市まちづくり基本条例（平成19年条例第54号）のまちづくりの基本理念、まちづくりの目標、及び京丹後市美しいふるさとづくり条例（平成29年条例第15号）第8条の規定に基づき、本市の環境行政の推進に関する基本的事項を定めるものであり、環境視点における各分野別課題及び目標を政策的に統合し、解決・達成を通して健全な地域環境の形成、自然環境維持・保全の推進を図ることを役割とします。

市は、環境対策が地域活力を高める一つの側面として位置付け、環境分野における諸課題に対し計画的に対策を講じつつその影響の緩和、回避、軽減、適応を進め、地域の付加価値や持続力を高める原動力とするべく計画を推進します。

【図】計画の位置付け



— 第2期京丹後市環境基本計画 体系図 —

【骨子】

- (1) 持続的な**環境資源**の「**利用**」
- (2) 環境・社会・経済 **3側面**の「**共生**」
- (3) 気候変動等環境**変化**への「**適応**」

【基本理念】

「社会」「経済」へ“環境価値”の統合

～自然・ひと・活動が共生し、環をなすまちづくり～

【基本方針】 と 環境ターゲット

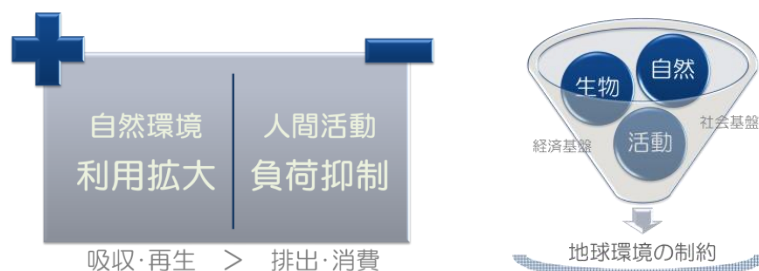


3. 計画の前提

3.1. 計画の骨子

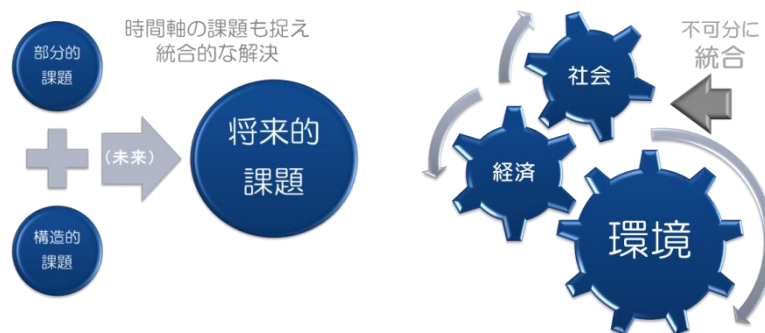
(1) 持続的な環境資源の「利用」に努める

自然及び生物多様性を維持し続けるための基盤そのものへの影響が危惧される今日、人の活動は全て地球環境の制約下にあることを再認識し、環境負荷・環境影響の回避と軽減（セーフティネット）を進めるとともに、環境資源の利用に努めるものとします。



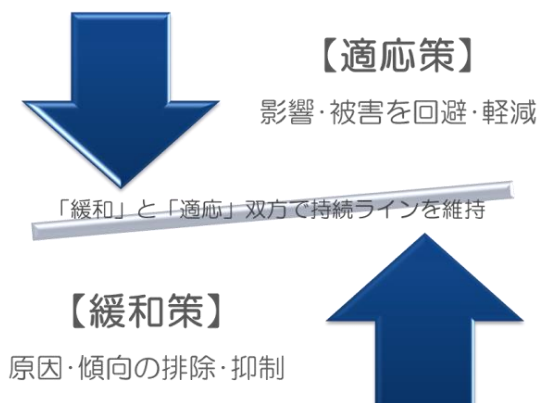
(2) 環境・社会・経済 3側面の「共生」を進める

環境保全、社会動態、経済成長、各分野の活動や課題は相互に関連し複雑化しています。経済・社会の分野に環境側面を密接な関係において取り入れ、統合的な課題解決に取り組みます。また、課題解決では部分的・構造的課題に将来的課題を取り入れ、持続的好循環形成の視点を持った3側面（環境・社会・経済）の共生に取り組みます。



(3) 気候変動等環境変化への「適応」に取り組む

温暖化と気温上昇を主要因とする異常気象など気候変動、これら環境変化による直接的な市民への影響・被害が顕在化しています。変化を受け入れる体制と長期的リスクを捉えた影響回避・軽減のための適応施策の取入れを通し、適応の浸透を進めます。



3.2. 連携と協調

(1) 持続可能な開発目標「SDGs」※の考え方を活用

※SDGs：持続可能な開発に関する 2030 年の世界目標

取組の成果・着地点が複数側面から統合され 17 のゴールを目標に置いています。1 つの行動によって複数側面からの統合的解決を生み出す特徴を持ち、17 のゴールと 169 のターゲットが設けられています。このゴール・ターゲット間の関連性全ての背景に環境問題があります。

SDGs では、現状の中で未来の豊かな地域社会や市民生活をいかに追及するかの考えに立ち、これからの地域政策に求められる重要な観点を示しています。



(出典) 国際連合広報センター

(2) 市既存施策への環境側面の補完

京丹後市には、上位計画となる総合計画・基本計画を中心に、各分野別の個別計画があります。

SDGs では複数側面からの統合的な課題解決が示され、近年の環境政策では「環境・社会・経済、3側面の統合的な課題解決」が求められることから、本計画においては総合計画を中心とした各種の計画及び施策へ環境側面の調和を図る役割と協調が必要とされます。



【京丹後市総合計画】基本方針・概略

目標.1 歴史・文化、地場産業等の地域資源を活かしたまち

基本方針.1 産業基盤の維持・発展を図るとともに京丹後型[新グリーン経済]を構築します。

豊かな自然環境をはじめとするさまざまな地域資源を活用して、各産業の成長・発展を促進するとともに、地域経済の活性化を目指します。

基本方針.2 京丹後ならではの観光・交流で極上のふるさとをつくります

自然、温泉、味覚、歴史、文化など、恵まれたふるさとの資源を地域ぐるみで守り、育て、交流人口の増加を図るとともに観光立市を実現します。

目標.2 美しいふるさとの自然環境を守り次代に継承するまち

基本方針.3 次世代エネルギーを活かし、環境未来都市をつくります

山・里・海をはじめとする貴重な自然資源を守り、未来へ引き継いでいくため、廃棄物の減量化と自然エネルギー利用による資源循環を継続的に推進するとともに次世代エネルギーを積極的に取り入れ環境未来都市づくりを進めます。

目標.3 健やかで生きがいのある暮らしを実現するまち

基本方針.4 生涯現役で活躍する健康長寿社会を形成します

家庭や地域、行政、各種団体などが役割をもって、健康長寿、命を大切にす地域づくりを進めます。

目標.4 安全で安心して暮らせるまち

基本方針.5 災害に強く、安心して暮らせるまちをつくります

防災・減災意識を高め、迅速・安全に避難するための取組、防災基盤の整備を推進します。

基本方針.6 地域生活に活力を生む社会基盤を着実に整備します

都市基盤の整備、適切な維持管理により、暮らしやすい住環境を整え定住を促進し、また、道路等の整備、公共交通の利便性を高め移動を円滑にします。

目標.5 お互いに支え合い、助け合うまち

基本方針.7 支え合い、助け合う福祉のまちづくりを推進します

地域の中で支援を必要としている人を支えることができる体制を整備します。

基本方針.8 参加と協働でいきいきと活躍できる環境を築きます

様々な活動に参加できる環境をつくとともに、市民活動・地域活動の活性化を図ります

目標.6 次代を担う子どもたちが「学び」を通じて夢をいただき、いきいきと成長するまち

基本方針.9 夢と希望をもって、未来に飛躍する人づくりを進めます

次代を担う子どもたちが生涯にわたって学び続けることができるより良い教育環境を整備し、本市固有の歴史・文化・風土の継承に取り組んでいきます。

目標.7 誰もが幸福をますます実感できる市民総幸福のまち

基本方針.10 「幸福」を中心軸に据え総合計画の実現に向けた行財政運営

民主的かつ能率的な行政を進めるため、普遍的な価値観を見据え、まちづくりの方向を見定めていきます。

【京丹後市総合計画】基本構想・ゾーンの形成 概略

既存する土地利用計画を軸として、ゾーン形成を共有する。

(1) 市街地ゾーン

職住近接の利便性の高い生活環境を築くとともに商業の集積と活性化を図り、公共交通を中心とした魅力ある都市空間を創出

(2) 森林ゾーン

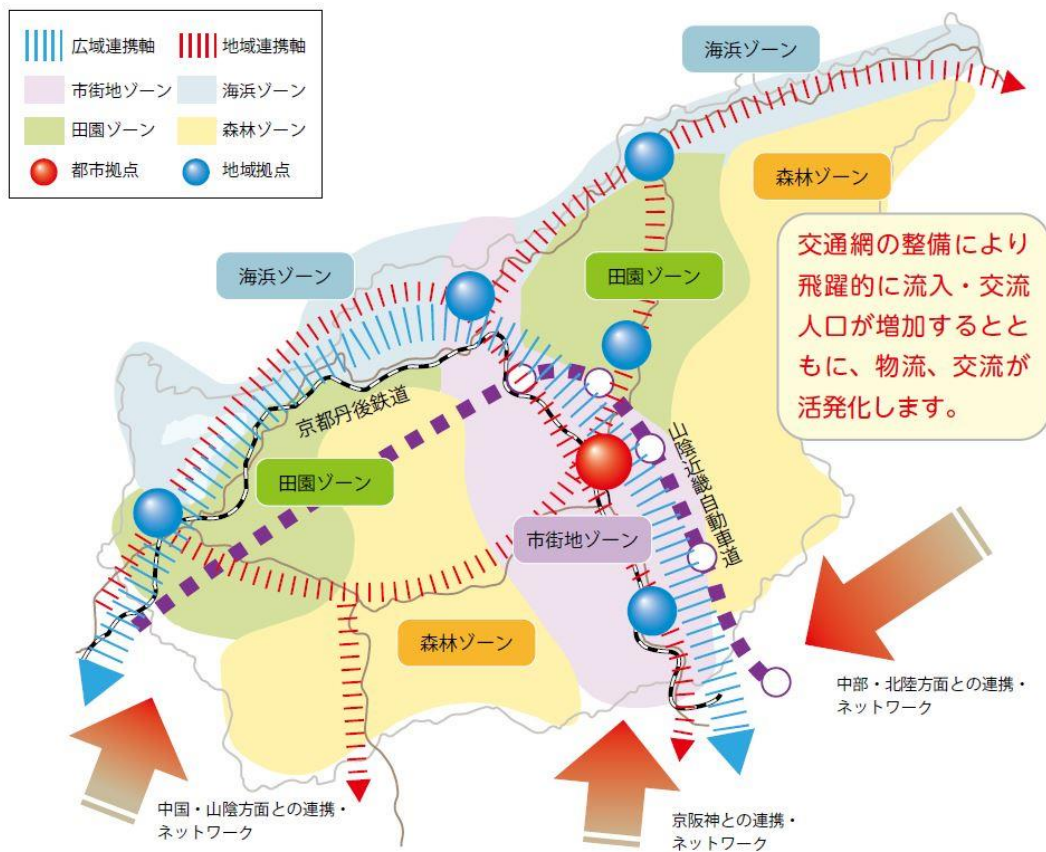
豊かな自然環境や山並みなどの景観保全に努めるとともに、さまざまな自然学習・体験の場として整備

(3) 田園ゾーン

良質多彩な農産物を活用した農業の振興、滞在・体験型などによる交流の場づくり、憩い、触れ合える空間づくり

(4) 海浜ゾーン

多くの景勝地や温泉、観光資源、地域指定を活かしながら国内外の人々の交流を促進



4. 基本理念

「社会」「経済」へ“環境価値”の統合

～自然・ひと・活動が共生し、環をなすまちづくり～

4.1. 目指す社会モデル

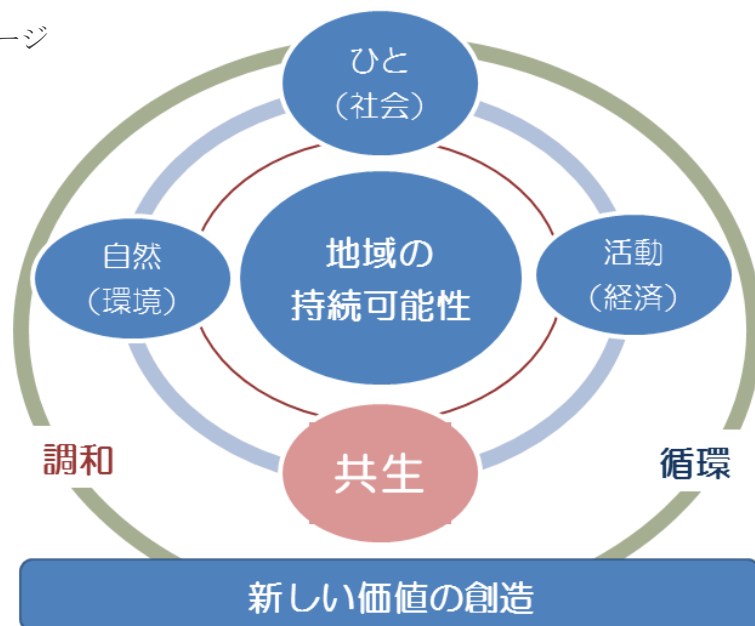
「自然（環境）」「ひと（社会）」「活動（経済）」が共生し、この環をもって持続する地域づくりを進めます。

環境対策は、「人間活動の抑制」とのみ捉えるのではなく、新しい価値を創造できる楽しみに変えて取り組むことが重要です。「環境・社会・経済、3側面の統合的課題解決」を、京丹後市の豊かな自然環境とここに暮らす人々の活動の環として置き換え、結果として環境にやさしく、また、人々が多様な価値観と営みで潤う社会モデルを目指します。

他方、実行ベースでは、自然環境・生物多様性の保護・保全、温室効果ガスの削減、廃棄物の排出抑制等の環境課題は、改善へ向けて様々な対策をもってしても地球環境への影響を完全に回避することは難しく、その影響は不可避なものとしてされています。またさらに、多種多様な問題や影響が今後顕在化してくるものと考えられている現状にあって、継続した「緩和」の取組はもとより、環境変化の進行に伴う影響を最小化するため地域性に応じた「適応」の取組が必要とされます。

国が「地域循環共生圏」として自立・分散型の社会形成を進める中、人口減少社会の到来、気候変動、過疎高齢化、社会インフラ・自治機能のあり方など、これら今後想定されるさまざまな環境変化を総合的な地域のリスクとして位置付けることはもとより、要因を緩和しつつ変化や影響へ適応していく強靱で柔軟な社会モデルを構築していくため、重要性を増す「環境」対策に取り組んでいかなければなりません。

【図】3側面の統合イメージ



4.2. 基本方針

近年の環境問題においては、地球環境、地域の自然環境、人々の生活環境など、それぞれの環境における著しい変動と変化が生じており、今後、社会構造の大幅な転換が迫られる状況が想定されます。

本計画では、この状況を背景に置き変化への適応、環境・社会・経済3側面の統合的共生、環境のセーフティネットを取組の前提とし、持続可能な開発目標「SDGs」を取り入れ、既存政策への環境側面の補完を進めるものとします。

適応、統合、共生を一体的に進める上で全ての人々に環境への配慮を求め、既存政策への環境側面の補完をもって地域力を向上するため、5つの基本方針を明確にし、持続可能な経済的・社会的基盤の実現に向けた各種施策に取り組みます。

I

自然環境 【保護と活用】

～自然環境と共生する豊かな市民生活の実現～

II

地球温暖化 【緩和と適応】

～脱炭素型地域社会の構築と気候変動への適応～

III

廃棄物・生活衛生 【抑制と処理】

～つくる責任・すてる自覚 抑制と適正処理～

IV

限りある資源 【循環と再生】

～自立した持続可能な循環型社会の形成～

V

社会環境 【選択と転換】

～環境にやさしい選択、モノから質へ 価値観の転換～

5. 5つの基本方針に基づく個別方針

I 自然環境

個別方針

保護と活用

取組目標

自然環境と共生する豊かな市民生活の実現

環境ターゲット

① 「自然環境」を守りましょう

② 「生物多様性」を維持しましょう

③ 「森・里・川・海」の恵みを活かしましょう

④ 「外来生物・有害鳥獣」から地域を守りましょう

⑤ 「不法投棄・公害」を防止しましょう

重点施策

- 環境共生地域・保護区域・自然公園・体験エリア等の指定
- 自然環境資源活用型の産業における気候変動への適応と基盤強化
- 実践・実感、体験・体感、伝承・学習、各種機会の創出

【SDGs 協調項目】



II 地球温暖化

個別方針 緩和と適応

取組目標 脱炭素型地域社会の構築と気候変動への適応

環境ターゲット

⑥ 「地球温暖化」の防止活動に取り組みましょう

⑦ 「気候変動」に適応する地域づくりを進めましょう

重点施策

- 庁舎・その他公有財産に係る省エネ等エネルギー利用の高効率化
- 再生可能エネルギーの導入促進
- 気候変動に適応した社会基盤整備と維持管理
- クールチョイス*の推進（温室効果ガスを抑制する社会形成）

【SDGs 協調項目】



●温暖化対策（区域施策）に関するビジョン●

地球温暖化対策計画では、2030年度に温室効果ガス26%減（2013年比）、うち地方公共団体を含め「業務その他部門」では約40%減が目標として掲げられています。

この対策の重要性を鑑み、温暖化対策(区域施策)に関するビジョンとして、温室効果ガスの排出抑制及び吸収の量の目標、目標達成のために講ずべき施策等、本編に別して取りまとめるものとします。

Ⅲ 廃棄物・生活衛生

個別方針 抑制と処理

取組目標 つくる責任・すてる自覚 抑制と適正処理

環境ターゲット

⑧ 「廃棄物発生抑制」に取り組みましょう

⑨ 「廃棄物処理体制」の維持・強化を進めましょう

⑩ 「生活排水処理」の適正化に努めましょう

重点施策

- 自発的で積極的な3R*の推進
- 既存焼却施設に係る長寿命化対策
- 次期焼却施設に係る方策検討と候補地選定
- 次期最終処分地選定と整備
- 災害ごみ等に係る方針の検討
- 生活排水処理に係る合理化、水洗化の推進

【SDGs 協調項目】



IV 限りある資源

個別方針 循環と再生

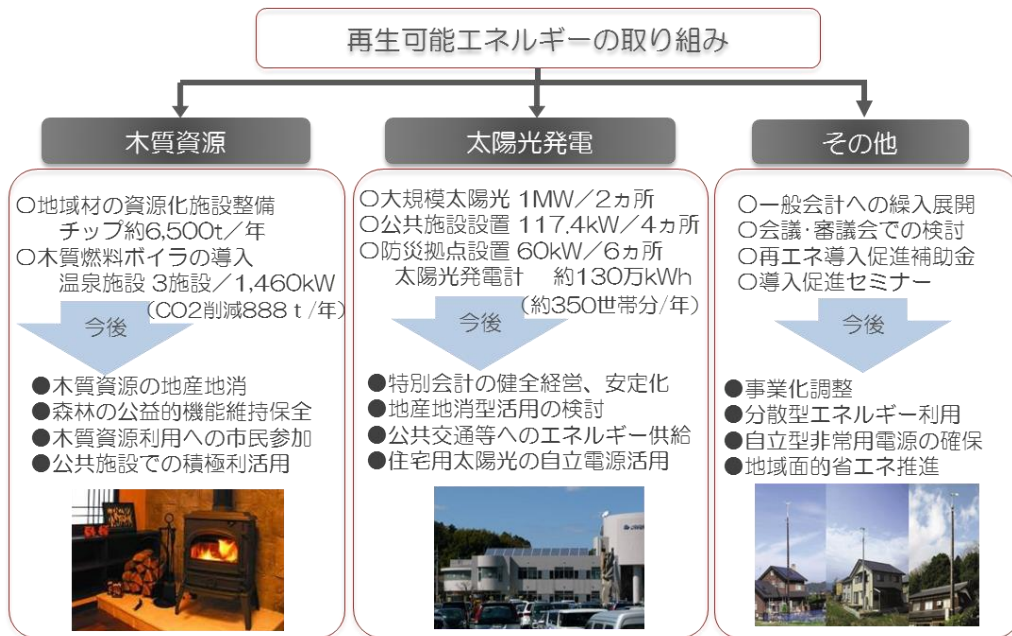
取組目標 自立した持続可能な循環型社会の形成

環境ターゲット

⑪ 「資源循環・再資源化」を推進しましょう

重点施策

- 市内廃棄物に係る再資源化率の向上
- 地産地消型の再生可能エネルギー利用の推進
- 資源循環による温室効果ガス排出抑制への貢献



【SDGs 協調項目】



V 社会環境

個別方針

選択と転換

取組目標

環境にやさしい選択、モノから質へ価値観の転換

環境ターゲット

⑫ 「自然・ひと・活動」の好循環を進めましょう

⑬ 「公共施策」へ環境ターゲットの統合を図ります

⑭ 「環境共生の文化と価値観」を日常生活で育みましょう

⑮ 「人づくり」に環境を取り入れましょう

重点施策

- 自然・ひと・活動が循環する環境資源の社会的活用を促進
- 社会インフラの維持管理における適応（持続）観点と対策
- 地域自治における多機能化と自立促進
- 情報発信、クールチョイスの啓発とボランティア活動の実践
- 人づくりの場面に環境接点と環境変化の実態を反映
- 「自然環境のある日常」発見・創造機会の創出

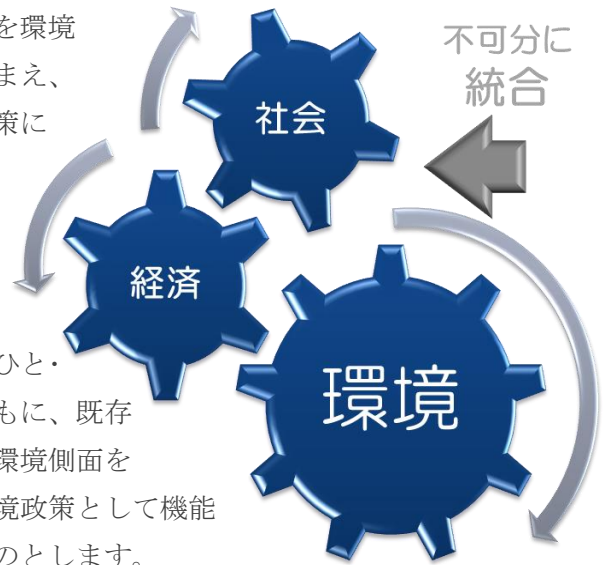
【SDGs 協調項目】



6. 実効性の確保に向けて


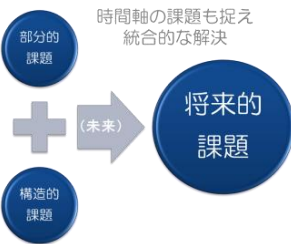

計画の実効性の確保に向けては、環境問題を環境問題のみで捉えられなくなっている状況を踏まえ、京丹後市総合計画等に位置づけられる既存施策に環境の側面を取り入れ統合的に取り組むものとして、環境側面の補完を進める中でこの計画における実効性を確保するものとします。

人々の全ての活動の側面には環境があることを再確認し、環境・社会・経済、自然・ひと・活動の一体的解決を横断的な認識とするとともに、既存施策には各種の見直しや立案の機会を通して環境側面を調和させ、既存行政施策の進捗そのものが環境政策として機能するよう多面的かつ複合的に取組を進めるものとします。



【「環境側面」の分類整理】

本計画において「環境側面」とする分類の整理、調和の観点を下記に示します。

環境資源の利用	現状の保全、共生	変化への適応
<p>人の活動は全て地球環境の制約下にあることを再認識し、負荷を軽減し、環境資源の持続的な利用を進めます。</p>  <p>【例えば】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の資源利用 ・地産地消 ・フィールド体験、スポーツ ・エコツーリズム* ・公園の指定、活用 ・負荷低減型農林水産業 ・自然の公益的機能活用 ・水質浄化、森林整備 ・市民協調行動*の活発化 	<p>環境・社会・経済、持続性の統合的な課題解決に取り組み、より持続可能性の高い地域の基盤づくりを進めます。</p>  <p>【例えば】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種高付加価値化 ・産業間連携（6次等） ・新規創業、起業・伴走支援 ・定住、移住、空家等対策 ・廃棄物、衛生処理体制 ・海岸漂着物対策 ・子育て支援 ・担い手育成、人づくり ・ボランティア活動の奨励 	<p>環境変化と変化による直接的な影響を確認し、変化を受け入れる体制づくりと長期的リスクに備えます。</p>  <p>【例えば】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業の基盤 ・第2、第3次産業の基盤 ・土、品種、生産の改良 ・植生保護・保全 ・有害鳥獣対策 ・河川、森林、海岸等の維持 ・工法、社会インフラの適応 ・地域防災、多機能体制 ・防災体制、災害廃棄物 ・福祉、医療体制

6.1. 計画推進上 5つの実行ポイント

- (A) 「視点」・・・行政運営・公共施策上における徹底
 (「環境側面」の調和、環境マネジメント※、環境負荷の低減、持続性の統合)
- (B) 「機会」・・・機会の創出、概念の醸成
 (場とプログラム開発、体験活動、レクリエーション連携、保全活動)
- (C) 「指定」・・・地域指定と共生実践
 (自然公園、環境共生推進地域、環境保全地域、保護区域、土地利用)
- (D) 「人材」・・・担い手育成
 (学校教育・社会教育での環境プログラム、出前講座、認定、表彰)
- (E) 「管理」・・・環境管理
 (環境基準の見える化、定期監視・定点観測、情報集約・提供)

6.2. 環境側面の統合強化

- (1) 分野別施策の立案及び実行にあたっては、5つの実行ポイントいずれかを手段として用い、環境ターゲットに基づく施策反映に努めるものとします。

【展開分野の例】

実行ポイント 各行政分野	(A) 視点	(B) 機会	(C) 指定	(D) 人材	(E) 管理
生活・環境・衛生		環境共生	廃棄物・生活衛生		環境的課題全般
企画・広報	総合的企画と方向性		地域自治多機能化		周知・啓発
総務・財産		防災・減災	公有財産管理		エネルギー管理
農・林・水産	農業・林業・漁業		農地・森林・漁港		生育環境・公益的機能
商工・観光	内外交流の拡大		資源の社会的活用		事業所調整
建設・土木	土地利用・建築物		公共工事		社会インフラ
水道・下水道	生活排水処理		水資源管理		残さ再資源化
学校・教育	環境教育・学習機会		保育・子育て		社会の作り手育成

(2) 総合計画及び個別計画の行動目標について、環境に密接に関係する項目を抽出し、環境の側面から進捗状況を共有します。

I	項目	2024 目標	計画種別
	環境共生推進のための地域指定の状況	7 か所	総合計画
	第 1 次産業における就労者、担い手の状況	延 383 人	総合計画
	経営耕地面積（特別栽培米）の状況	600ha	農業振興地域整備計画
	有害鳥獣による影響、被害の状況	26,000 千円	鳥獣被害防止計画
II	項目	2024 目標	計画種別
	温室効果ガス削減（公共施設／市域）の状況	2013 年比 22%	地球温暖化対策実行計画
	行政手続等のオンライン化の状況	15 類型	総合計画
	長時間労働者数の状況	0 人	総合計画
	農林水産物の品種適応の状況	各種随時	計画なし
	市立小中学校の普通教室の空調化	小 100% 中 100%	教育振興計画
	浸水対策・既存インフラの維持管理・点検の状況	100%	総合計画
	災害時応援協定締結の状況	80 団体	地域防災計画
自主防災組織の構成状況	225 行政区	地域防災計画	
III	項目	2024 目標	計画種別
	一般廃棄物の排出の状況（年）	22,844t	一般廃棄物処理基本計画
	一般廃棄物の焼却の状況（年）	13,477t	一般廃棄物処理基本計画
	廃棄物・衛生処理体制の状況	合理化	合理化計画等
	下水道整備の状況	90.4%	水洗化計画
	市内水洗化の状況	71.4%	水洗化計画
主要河川・閉鎖性水域における水質の状況	0.2mg/l 以下	総合計画	
IV	項目	2024 目標	計画種別
	ごみ再資源化の状況	27.6%	一般廃棄物処理基本計画
	バイオマス利活用施設の状況	6 施設	総合計画
	電力消費に占める再生可能エネルギー等の状況	15%	総合計画
V	項目	2024 目標	計画種別
	地域まちづくり計画策定の状況	80(155)件	総合計画
	公共交通空白地の状況	100 人	総合計画
	市内製造品出荷額・年間商品販売の状況	工 720 億円 商 686 億円	総合計画
	観光入込客・宿泊客の状況	240(55)万人	観光振興計画
	体験型行事・イベント等の状況	18,600 人	総合計画
	将来に夢・目標を持った児童・生徒の状況	小 95% 中 90%	教育振興計画
	環境学習（資料館等活用含む）の実施状況	延 19,700 人	総合計画
福祉ボランティア等育成の状況	3,500 人	地域福祉計画	

6.3. 市民生活上の行動指針の共有

市民生活に関して、基本方針別に以下のことを共有します。

保護と活用 自然環境と共生する豊かな市民生活

「人間だけじゃない」ことを自覚し、保護する・保全する習慣が求められます。

- 身近な自然環境、動植物に関心を持ちましょう。
- 人は生態系的一部分であることを理解しましょう。
- 事業及び活動、生活における環境影響を意識しましょう。
- 身近な自然への配慮が、環境への配慮に繋がります。

緩和と適応 脱炭素型地域社会の構築と気候変動への適応

「気候が変わる」ことを自覚し、変動要因に目を向ける習慣が求められます。

- エネルギー使用から出る温室効果ガス排出量に関心を持ちましょう。
- 機器や道具も地球環境に負荷を与えることを理解しましょう。
- 省エネのほか、居住地の地形や防災情報を意識しましょう。
- 脱炭素への配慮が、環境への配慮に繋がります。

抑制と処理 つくる責任・すてる自覚 排出抑制と適正処理

「ごみの生産者」であることを自覚し、出さない・減らす習慣が求められます。

- ごみの存在に関心を持ちましょう。
- ごみの排出責任者は、ごみにした人であることを理解しましょう。
- ごみにしない方法、出さずに済む方法を意識しましょう。
- 一人ひとりの心がけが、環境への配慮に繋がります。

循環と再生 自立した持続可能な循環型社会の形成

「環境は循環する」ことを自覚し、拡散・増殖させない習慣が求められます。

- 「再利用」や「再資源化」に関心を持ちましょう。
- 分別対象は「ごみ」でなく「再活用」にあることを理解しましょう。
- 食べ物やエネルギーの自給自足、地産地消、食品ロス*を意識しましょう。
- 「循環」への配慮が、環境への配慮に繋がります。

選択と転換 環境にやさしい選択、モノから質へ価値観の転換

「今だけじゃない」生活を自覚し、無駄のない生活習慣が求められます。

- 人間活動の場は「自然環境」にあることに関心を持ちましょう。
- 日常の選択の中で様々な環境配慮ができることを理解しましょう。
- 環境を基準にした省資源型のライフスタイルを意識しましょう。
- 一人ひとりの主体性が、地域の自然浄化作用を育くみます。

京丹後市網野町掛津の「琴引浜」は、国の天然記念物・名勝に指定される全国でも有数の鳴き砂の浜です。

市は2017年、社会的活用と自然的保護の共生が特に重要と認める区域として、また、固有の自然環境の中に立地する地域特性の指標として、「改正京丹後市美しいふるさとづくり条例」により「環境共生推進地域」に指定し活動を支援しています。

地元では、1987年に「琴引浜の鳴り砂を守る会」が結成され、保護・保全のボランティア活動や拾ったごみを入場券とする「環境保全啓発イベント」の開催、禁煙ビーチ化等を通し、保護の呼びかけと自然環境の社会的活用を継続しています。

琴引浜の環境共生の特徴として、1997年、船舶事故に伴う重油流出事故において、多くのボランティアが協働して海岸の復興にあたったことがあげられます。このことを契機として、以前は国有海浜地であった「琴引浜」において、2000年の海岸法改正に合わせ、占用や行為の許可など日常的な海岸管理について旧網野町と地域が積極的に参画できるようにし、旧網野町は琴引浜をはじめとする町内の自然を守るため、2001年「網野町美しいふるさとづくり条例」を制定しました。

この条例は、町内の環境美化を推進することを主な目的とするものでしたが、琴引浜を特別保護区域に指定し、鳴き砂に悪影響を及ぼす行為を禁止しその保護を図りつつ、全国で初めての例として琴引浜を含む一般公共海岸区域約2.4kmの海岸管理を、海岸管理者である京都府に代わり同町が行う運用としました。

京丹後市政へ移行した現在においては、「琴引浜の鳴り砂を守る会」発足後20年目、重油事故から10年目にあたる2007年、琴引浜は国の天然記念物及び名勝の指定を受け、ボランティアを中心として保護活動が継続されるとともに、「美しいふるさとづくり条例」は京丹後市へと承継され、2017年「改正京丹後市美しいふるさとづくり条例」による運用によって「環境共生推進地域」として地域主体の社会的活用と自然的保護が進められています。

地域自治の多機能化と言われる近年、社会の信頼関係、規範、ネットワークといった社会組織の重要性を背景として、自然環境の社会的活用と自然的保護・環境保全活動が各分野に取り入れられ、ボランティア活動等人々の協調行動が活発化することによる社会効率性の向上が市域全体に広がりを見せるよう、取組づくりが求められます。



6.4. 取組の評価

6.4.1. 指標とする評価項目の設定

指定・規制的手法に限らず、経済的評価、主体性評価、波及・浸透性評価等を用い、基本方針5分野における環境ターゲット毎に適切に実施します。また、行政統括上の評価は、基本方針5分野における重点施策及び既存施策を中心として、環境側面の統合強化の状況を含め環境・社会・経済の3側面から履行状況を評価します。

6.4.2. 取組状況の点検・見直し

本計画の着実な実行を確保するため、必要に応じて随時、取組状況の点検・見直しを行います。その際、関係する全ての主体の能動性を重視することから、本計画に基づく取組の年次点検・見直し等については、関係主体の調整・連携機関を設置しつつ関係主体それぞれが主体的に行うものとします。

また、美しいふるさとづくり審議会による審議を踏まえ、本計画に基づく施策の進捗状況について点検・見直しを補完的に行うものとします。

6.4.3. 中間・最終年における評価

本計画は2019年から2024年までの6年間を実施期間とする計画であり、各主体はその6年を通じた取組について、2021年に中間、2024年に総括的な評価を行うものとします。

2022年には環境、社会、経済のほか、地域生活、国際的潮流や動向などの情勢の変化に応じた内容の変更・見直しもあり得ることとし、最終年における評価は、この見直しと最終年における情勢も踏まえながら、2025年以降の次期計画の効果的な推進につながるよう行います。

6.5. 主体性確保と主体構成

環境対策の推進にあたっては、全ての個人・団体に行動が求められるものであって、個々の主体性及び各主体間でパートナーシップを形成し連携を図ることが取組の実効性を確保する上で重要です。

人と環境の関わり方を見直し、市民による地域の自然や環境を保護・保全、活用するための多様な取組を促進するため、市は関係主体が情報を共有し、連携し協力し合うプラットフォーム機能*を調整するとともに、市民ニーズに応じた情報提供を通して「人」が適切に関わる計画を実現します。

6.5.1. 主体

生活、事業・活動を通し、責任の基本となる主体設定を想定します

行政、学校、企業、住民、自治会、事業者、民間団体、NPO 等
消費者、汚染者、排出者、生産者、提供者等

6.5.2. 連携

政策上の関わりを通して、行政施策間の連携と統合、協働を進めます

美しいふるさとづくり審議会のほか、廃棄物減量等推進審議会、上下水道事業審議会、文化財保護審議会、まちづくり委員会、観光立市推進会議、計画推進検討委員会、地域コミュニティ等の母体、観光協会を中心とした地域の観光推進体制との連携

6.5.3. パートナーシップ

計画の実効性と的確性・持続可能性確保のため、外部機関・有識者等とのパートナーシップを積極的に進めます

国、府、市、国際機関、専門機関、企業、
NGO・NPO・公益法人・京都府北部地域連携都市圏振興社、
メディア、学校、大学、有識者、個人等

個別推進計画

— 第2期京丹後市環境基本計画 体系図 —

【骨子】

- (1) 持続的な環境資源の「利用」
- (2) 環境・社会・経済 3側面の「共生」
- (3) 気候変動等環境変化への「適応」

【基本理念】

「社会」「経済」へ“環境価値”の統合

～自然・ひと・活動が共生し、環をなすまちづくり～

【基本方針】 と 環境ターゲット



① 「自然環境」を守りましょう

京丹後市は日本海に面した半島に位置し、その大部分が自然公園*及び特別地域に指定されており、無秩序な開発行為が規制されてきた背景を持っていることから、貴重な自然環境・景観が良好な状態で残っているといえます。

地形・地質的にも古来の特性を有し、海岸線は山陰海岸ジオパークとしてユネスコ世界ジオパークの認定を受け（2018年現在）、鳴き砂で有名な琴引浜では名勝・天然記念物の指定を受け、地元住民による保護・保全活動などが続けられています。

2016年度の「京丹後市美しいふるさとづくり条例」全部改正により、環境共生推進地域及び特別保護区域が指定可能となり、地域主体での啓発・共生活動、保護活動、また、規制指導が行えることとし、これらの活動に対して支援できる要綱整備を合わせて行っています。

■京丹後市が指定を受ける京都の自然 200 選（地形・地質、歴史的な自然環境）■

地形 地質	<ul style="list-style-type: none"> ・磯砂山 ・離湖 ・琴引浜 ・郷村断層 ・経ヶ岬 ・野間谷峡谷 ・小天橋 ・兜山 ・丹後の海岸地形（城島、立岩、筆石海岸段丘、屏風岩、犬ヶ岬、丹後松島）
歴史的 自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・権現山 ・大野城趾（大野神社） ・上山寺 ・大明神岬



【推進計画】

- 自然公園や山陰海岸ジオパーク、府・市管理区域に指定・認定されている地域においては、保護・保全活動の継続を進めます。
- 自然環境に対して健全かつ適切な整備、管理を行います。
- 自然環境の受益者である市民・地域が主体となった行動を求めます。
- 産業基盤となる自然環境は、守り育てる共生を進めます。
- 人々の憩い、触れ合い、学習の場として自然環境の活用を進めます。
- 自然環境に配慮した生活や活動を啓発します。
- 京丹後市の自然環境の図説編集と広報、啓発を進めます。

② 「生物多様性」を維持しましょう

京丹後市の面積の74.26%にあたる372.3k㎡は森林で占められ、河川は比較的
低地を多く形成し、多種多様な生物の重要な生息・生育環境の場となっています。
河川沿いには水田雑草の群落、標高の低い山地にはコナラ群落が分布し、標高の高
い山地にはアカシデ・ミズナラの群落、その他スギ・ヒノキ・サワラ植林、クロマ
ツ林がそれぞれ分布、大宮町の内山山系約40haのブナ林には300種以上の植物が
自生しています。

山地から周辺河川にかけてアベサンショウウオ、ヒダサンショウウオ、ツキノワ
グマ、ギフチョウ、メダカ、コウベマイマイ、モクズガニなど希少種が分布し、砂
丘植生、畑地雑草群落等が広がる琴引浜や浜詰から久美浜にかけての海岸では、絶
滅危惧種のトウテイランや、ユウスゲなどの貴重な海浜植物が自生し、また内湾の
久美浜湾は水鳥の集団繁殖、渡来地として鳥獣保護区に指定されるなど、海岸、平
地、丘陵、内陸、山地に多様な環境を反映して多くの生物が見られます。

生物多様性は生態系、種、遺伝子などの多様性を意味し、人間を含め全ての生命
の存立基盤にあたるものですが、京都府域に生息する野生動植物約11,000種のう
ち約800種が絶滅危機にあるとされ、2002年から10年間のうちに絶滅危惧種*の指
定数が約20%増加、国内では現在でも約3割の野生動植物が絶滅の危機にあると
言われています。

■京丹後市が指定を受ける京都の自然200選（植物、動物）■

植物	<ul style="list-style-type: none"> ・緑城寺の「シイ林」 ・五十河の「内山ブナ林」 ・生王部神社の「スダジイ」 ・萬福寺の「文殊のマツ」 ・木橋の「スダジイ（荒神さん）」 ・甲山の「ヒシ（おーくのフシ）」 ・トウテイラン、ハイネズ群落（箱石砂丘）
動物	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒダサンショウウオ等の生息する礫砂山系の河川上流及びその周辺の湿地帯 ・アベサンショウウオの生息する丹後半島 ・クマタカの生息する内山山系 ・チドリ類が飛来し、微小貝類の生息する 琴引浜 ・アユ、ヤマメ、アユカケ、カジカガエル等の生息する宇川流域 ・小動物（トンボ類、カジカガエル等）や野鳥（カッコウ、オオルリ等）の 生息する味土野（ガラシャの里） ・オオハクチョウやコハクチョウの飛来する久美浜湾



【推進計画】

- 在来する生物の生息・生育域の消滅を防ぐため、市民活動を通じた未然防止に取り組みます。
- 生物多様性への圧力を軽減しつつ、自然の能力に寄り添い活用する構築物*の整備等に配慮します。（「eco-DRR」：生態系を活用した防災・減災）

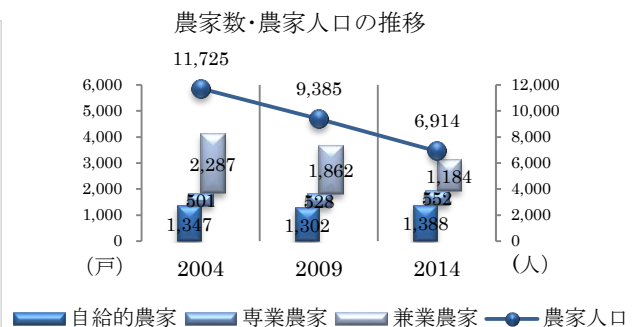
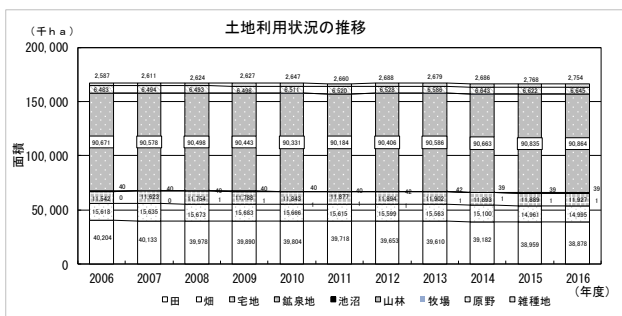
③ 「森・里・川・海」の恵みを活かしましょう

京丹後市域の総面積の74.26%は森林で占められ、また約90kmにおよぶ沿岸部を有し、多種多様な生物の重要な生息・生育環境の場となるとともに、農業、林業、漁業など営みの基盤、自然豊かな生活の基盤を形成し、人々は多くの公益的機能を楽しんでいます。

京丹後市の平野部は、日本海及び久美浜湾に流入する水系等により形成され、河川の流れる低地部には未固結堆積物の礫・砂・泥が分布し、本市の農地も主にここに分布します。土地の利用においては、この近年大きな変化は無く、森林や農地、水域は自然環境と最も調和する分野として利用され豊富で質の高い農林水産物を生産しています。

地域産品の需要拡大、公共施設の木造化など利用を促進していますが、林業水産資源では資源の自然増殖に頼るところが大きく課題の解決を困難にしています。その他、森・里・川・海を通して、少子高齢化に伴う担い手の課題、施業・生産効率と安定的収量、需要開拓と価格確保において共通の課題を有しており、公益的機能の低下など良好な状態での維持・管理が困難となっているケースもみられます。

農山漁村地域における人々の暮らしは、生産活動と生活とが一体となって二次的自然*として維持されてきましたが、産業構造の第3次産業化や生活様式の多様化が進む中であって、資源の確保・安定化、施業環境の荒廃防止、担い手の確保といった従来型施策のほか、6次産業化戦略、土地・環境の再生利用、柔軟な権利等利用者間調整を含めた根気強い対策が求められます。



【推進計画】

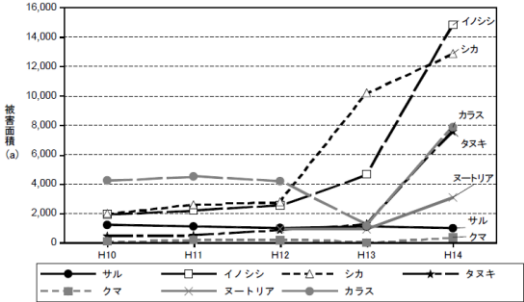
- 人と自然との相互作用により形成される森・里・川・海の保全を進め、共存する社会の維持に取り組みます。
- 第1次産業と2次・3次産業が連携した新たな事業形態の創出や、担い手、就業者等人材の育成を進めます。
- 自然環境を基盤とする地域産業では、組織化、集約化、生産性向上、副産物の活用、高付加価値化などを通じた有効活用に進めます。
- 収穫・漁獲物では、気候変動にともない変化する生育環境への適応を進めます。

④ 「外来生物・有害鳥獣」から地域を守りましょう

外来生物は、野生生物本来の移動能力を超えて人為によって意図的あるいは非意図的に導入された種をいい、地域固有生態系の脅威となるとともに、侵入し定着した場合、根絶することは極めて困難であることから予防が最も重要とされる生物のことです。一方、有害鳥獣とは以前は山地部の一部を生息域としていたものが、現在では山地から人里に近い平地部にかけて広範囲にわたって見られるようになったもので、食害などにより地域固有生態系の脅威となる生物のことをいいます。

京丹後市では、市民調査における改善項目で「有害鳥獣被害の軽減」を望む意見が約30%と最も高く、野生鳥獣による食害や事故等の被害額の増加が深刻化しています。有害獣ではイノシシ、ニホンジカによる被害がともに突出して多く、1年を通じ、市内全域を範囲として大きな被害を与えています。外来生物ではオオキンケイギク、ヌートリア、アライグマに関する通報が近年多く、特定外来生物の侵入と生息数の増加により、在来生物や生態系、人の暮らしへの脅威ともなっています。

有害鳥獣による食害や外来生物の急増要因は、人の営みに無関係ではないとされる面もあり、人の生活から生物の生息環境を通して対策を進めることが重要となっています。



動物別農作物被害状況

■鳥獣・狩猟に関する指定状況■

鳥獣保護区	・久美浜湾 ・湊宮葛野海岸 ・浜詰海岸 ・離湖 ・食のみやこ ・スイス村
特定猟具禁止区域	・如意寺山 ・甲山 ・壱分 ・木津 ・網野 ・島津4団地 ・三津 ・碓高原 ・和田野 ・竹野川 ・丹波 ・杉谷 ・京丹後市中部 ・口大野奥大野

【推進計画】

- 鳥獣対策では人と生物の境界線確保、集落間の計画的な防護柵の設置、体制強化、機材整備及び支援等を進めます。
- 個体数調整、捕獲員の確保対策、捕獲体制の強化維持を進めます。
- 地域・市民単位での主体的取組を啓発し、生物の生息環境の保全と人の生活圏の適切な共存を図るとともに地域本来の生息環境を大切にします。
- 外来種では侵入防止と初期段階での駆除、定着している生物に対しては継続的な拡大阻止と脅威の排除に関する周知を進め、在来種の保全に努めます。
- 広報などを通して市民・地域と連携した対策を進めます。

⑤ 「不法投棄・公害」を防止しましょう

市民調査では「不法投棄やポイ捨防止、環境美化」に関し不満度が高い結果が出ています。不法投棄や違法焼却といったごみの不適正処理や違法行為は後を絶たず、これらに伴う環境負荷は年々増大する傾向にある中、公害では交通に伴うものや生活排水に伴うもの、その他不法投棄等、加害者・被害者が不特定な生活型公害*がクローズアップされるようになっていきます。

不法投棄や公害は、環境への負荷を与え続けています。環境負荷のほか、災害や第三者被害につながり、市民生活に大きな懸念と影響を与えることから、行為者の特定から指導、罰則まで厳正に対処しなければなりません。加害行為が巧妙・悪質化する一方、感覚的公害*に敏感になる傾向のある中、早期発見及び迅速かつ厳正な対応に取り組むことが求められ、一時対応を適切に行っていくことが必要とされます。



【推進計画】

- 環境への影響に配慮し、不法投棄や違法焼却、公害の防止に関する監視を進めます。
- 京都府との不法投棄等特別対策丹後広域機動班*における連携等を通じて、監視パトロール、情報共有、不法投棄防止ネットや立て看板の設置、街頭啓発など、継続的な対策を進めます。
- 大雨や台風に伴う海岸漂着物の処理問題*が顕在化しており、持続可能な対応と対策の取組を進めます。
- 市民協働による海岸漂着物や散乱ごみの発生抑制、回収、処理など対策を実施します。

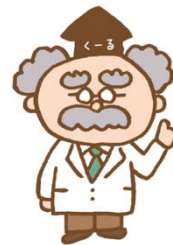
⑥ 「地球温暖化」の防止活動に取り組みましょう

化石燃料の使用や森林の減少などによる温暖化に伴い、私たちの安全・安心な生活や生存基盤に与える深刻な影響が懸念されています。平均気温上昇の大きな原因の一つは人為的起源の温室効果ガスとされていることから、排出責任を自分ごととして捉えるとともに削減を進め、脱炭素社会を目指します。

パリ協定では、産業革命以降の世界の平均気温上昇を 2℃よりも十分下方に抑え、1.5℃に抑える努力を迫り、今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収を均衡させるよう、世界の排出量を早急にピークアウト*し、削減することが世界的な目標として設定されました。

国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）からは、第 5 次報告書（2014 年）において、1880 年から 2012 年の 132 年間に地球の平均気温は約 0.85℃上昇、日本でも約 1℃平均気温が上昇したとされていますが、2018 年 10 月の特別報告書では 2030 年にも世界の気温が産業革命前に比べて 1.5℃上昇するとされ、2050 年ごろには実質排出ゼロにする「脱炭素化」の必要性が強く指摘されています。

現在の取組で推移しても地球上の温室効果ガスは今後 20-30 年増加し続けるといわれる中、高温や洪水災害等の異常気象の増加、食料生産性の低下、生態系への影響等、地域環境へも深刻な影響が懸念されており、脱炭素へ向けた市民一人ひとりの環境問題に対する関心と意識の向上が課題です。



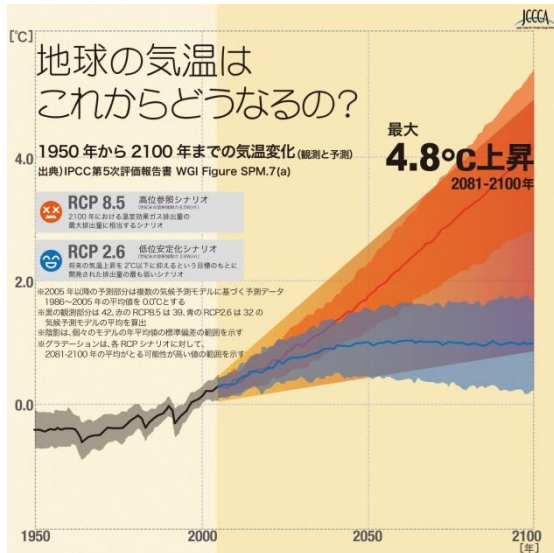
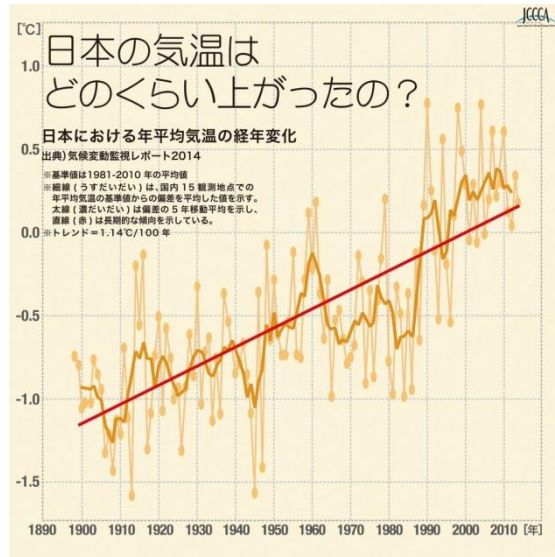
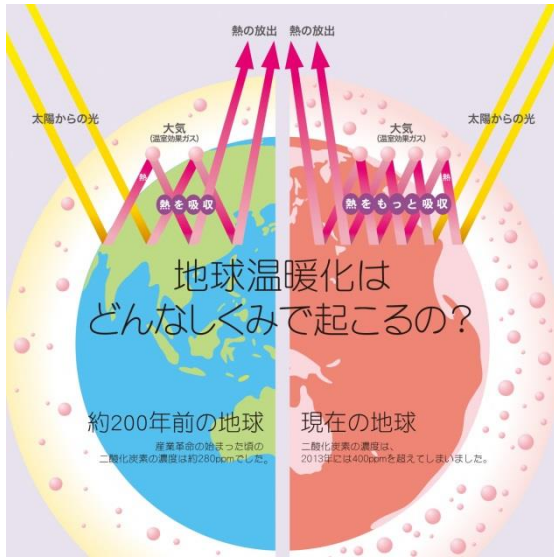
■ 第 1 期計画時の取組 ■

- 太陽光発電施設 2013 年度 2 施設 990kW、2015 年度 2 施設 100kW 整備
- 指定避難所*6 施設に太陽光発電と蓄電池を設置 (2014-2016 年度)
- 公共施設・電気自動車充電設備への太陽光発電併設を推進

【推進計画】

- 地域条件に応じた温室効果ガス排出抑制等のための計画を策定し実行します。
- 使用エネルギーの節減や省エネルギーの推進、フロン類の排出削減を具体的目標として市民生活に求めます。
- 地域の分散型エネルギー源として、また省エネルギー源としての再生可能エネルギーの導入を促進します。
- 一つの取組がさまざまな利益につながる「コベネフィット*」の観点を持った温暖化防止対策を啓発します。
- 公共施設では、効率的かつ効果的なエネルギー利用に努めます。
- 排出者としての責任を市民各自が自分ごととして捉え、脱炭素地域を目指します。

【ポイント】地球温暖化



日本への影響は？

2100年末に予測される日本への影響予測
(温室効果ガス濃度上昇の最悪ケース RCP8.5、1981-2000年との比較)

気温	気温	3.5~6.4℃上昇
	降水量	9~16%増加
	海面	60~63cm上昇
災害	洪水	年被害額が3倍程度に拡大
	砂浜	83~85%消失
	干潟	12%消失
水資源	河川流量	1.1~1.2倍に増加
	水質	クロロフィルaの増加による水質悪化
生態系	ハイマツ	生育可能な地域の消失~現在の7%に減少
	ブナ	生育可能な地域が現在の10~53%に減少
食糧	コメ	収量に大きな変化はないが、品質低下リスクが増大
	うんしゅうみかん	作付適地がなくなる
健康	タンカン	作付適地が国土の1%から13~34%に増加
	熱中症	死者、救急搬送者数が2倍以上に増加
	ヒトシジマカ	分布域が国土の約4割から75~96%に拡大

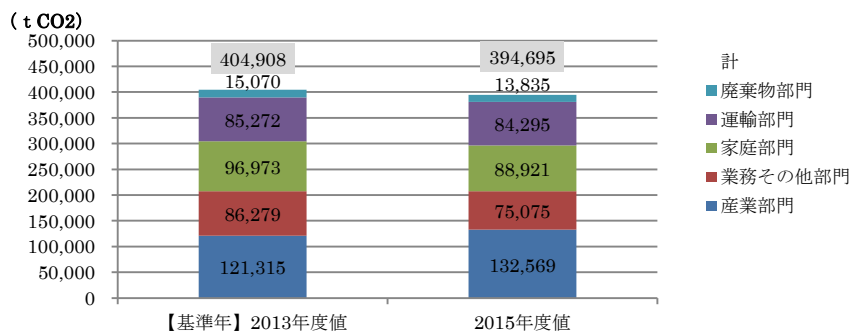
出典:環境気候変動総合推進費 S-8 2014年報告書

■ 温室効果ガスの排出量 ■

2015年度の京丹後市の温室効果ガス排出量は、CO2換算で約39万4千t-CO2となっており、2013年度と比較すると、10.2千t-CO2(2.5%)減少しています。

1人あたり排出量にすると、2013年度は約7.1t-CO2/人、2015年度は約7.2t-CO2/人と増加しており、全国平均(約10.4t-CO2/人、2015年度値)と比べて低い水準ですが、京都府平均(4.76t-CO2/人、2015年度値)よりは高い水準となっています。

【温室効果ガス総排出量】(京丹後市)



⑦ 「気候変動」に適應する地域づくりを進めましょう

政府は 2015 年「気候変動の影響への適應計画」を閣議決定し、2018 年には気候変動適應法を施行しました。IPCC 報告書等では、排出削減にどれだけ削減努力を重ねても地球の平均気温は上昇し、気候は変動するものとされており、世界では既に極端な気象現象も観測及び報告されている状況にあります。

気候変動は、人類の存続基盤である環境に深刻な影響を及ぼすとされ、農・林・水産各分野においては生育環境の変化や生態系への影響等に伴う一等米比率の低下等が予測され、自然災害の分野においては、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加や大雨による降水量の増大に伴う水害の頻発化・激甚化が予測されています。

一方、気候変動に対する適應策の浸透が進んでいない中、どのような影響が生じたとしても適應策の推進を通じて市民の生命、財産及び生活、経済、自然環境等への被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な地域の構築を目指さなければなりません。

これらのことは、困難な時代の到来がすぐ目前にあるということであって、温暖化、地域的な気象、自然生態系への影響などがもたらす気候システムの変動は避けて通ることのできない課題として顕在化してきています。



全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイトより

【推進計画】

- 冷房の効果的活用など、熱中症・健康管理への注意喚起を進めます。
- 気候変化に適應する良質な地域産物を安定的に生産するための支援を進めます。
- 災害危険箇所、豪雨時における浸水区域を想定し、市民への事前周知に努めます。
- 内水はん濫による浸水対策を実施するとともに、越流等により浸水被害をもたらしている河川の早期改修を要望していきます。
- 自主防災組織の充実、地域の多機能化等により地域の防災・共助体制の強化を図り、消防団とあわせて地域における協働の充実を進めます。
- 気候変動及びその影響に関する変化観察を行いつつ、関係法令等を活用した地域に合った適應策*の検討を進めます。

⑧ 「廃棄物発生抑制」に取り組みましょう

本市の一般廃棄物*の排出量は 2017 年度で 23,799t です。市民生活に伴う排出量は減少傾向にありますが、海岸漂着物や災害などの発生が排出量に影響を及ぼすようになっています。市の廃棄物処理は日常生活から出る家庭系ごみ、事業活動から出る事業系の一般ごみのほか、災害廃棄物や海岸漂着物などを通して行われるものですが、地域を越えたマイクロプラスチック*などの漂流問題が地球規模で連鎖・波及する中、人間の活動によって排出される廃棄物自体に目を向け、適正な処理に努め、より実効性の高い持続可能社会を標ぼうしなければなりません。

また、ごみとして排出されるものの中には、食品、雑がみ、生ごみ、硬質プラスチック、金属類、古着など、再資源化可能なものもいまだ多く、廃棄物の発生抑制にあたっては、市民の排出者責任の自覚と適正処理に関する協力を喚起しつつ、市民相互による長期的、戦略的な取組の中で 3 R の一番手として取組の浸透や環境負荷の低減に努めなければなりません。

■ 一般廃棄物排出状況（2017 年度） ■

計画処理 区域内人口 (人)	ごみ排出量 (t)			排出元別内訳 (t)			1人1日あたり (g/人・日)		
	計画 収集量	直接 搬入量	自家 処理	計	生活系	事業系	生活系	事業系	計
56,093	15,830	7,969	0	23,799	13,405	10,394	650	510	1,160

■ ごみ排出量の推移 ■

	2013	2014	2015	2016	2017
人口	58,881 人	58,156 人	57,287 人	56,337 人	55,502
総排出量	25,104 t	23,532 t	22,803 t	22,050t	23,799t
1人あたり排出量/日	1,168g	1,108g	1,090g	1,070g	1,160g

一般廃棄物処理にかかる費用は 年間 約 9.3 億円 (2017)

市民一人あたりのごみ処理費用は 約 16,800 円/年

【推進計画】

- 食品ロスの削減にむけた取組や啓発を進めます。
- 生活形態の変化や排出ごみの傾向を捉え、出前講座の実施や広報活動を通し、市民によるごみの発生抑制、分別等資源化の推進に努めます。
- 持ち込まれたお土産ごみ、持ち帰られない放置ごみが増加しているため、各種利用者のルール・マナーに関する啓発を推進します。
- 地域防災計画と連携した災害時における廃棄物処理のあり方検討を進めます。

⑨ 「廃棄物処理体制」の維持・強化を進めましょう

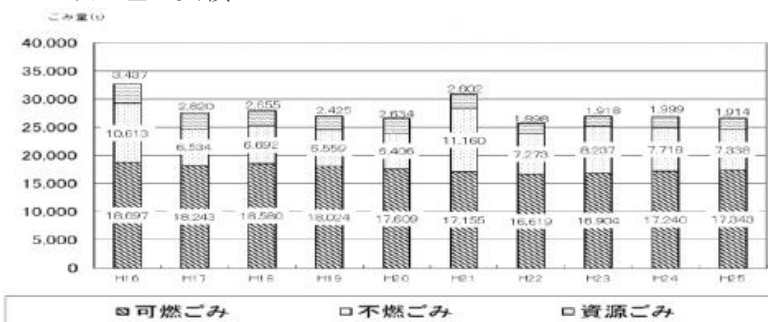
京丹後市では、一般廃棄物処理施設として焼却施設1か所、最終処分場4か所、金属類・ガラス類・ペットボトル・プラスチックのリサイクルプラザ1か所が稼働しています。現在の焼却施設の使用期限は2031年度までとなっていますが、将来にわたって廃棄物の適正な処理体制を確保しなければなりません。最終処分場の埋立率が逼迫する中、生活環境の保全及び公衆衛生の向上という観点にとどまらず、循環的利用のための仕組み、廃棄物エネルギーの高効率回収※や処理実態の把握・発信に加え、指導・教育機能を同時に確保する等、地域の社会インフラとしての機能を一層高めた施設及び体制づくりを進める必要があります。

一方、自然環境の変化に目を向けると、気候変動に対し強靱で持続可能な廃棄物処理システムの構築が必要とされ、収集運搬から処分まで、平素より廃棄物処理の体制と広域的な連携体制を築いておく必要があります。

また、大量の海岸漂着物の発生により、処理機能が圧迫されるだけでなく、海岸環境の悪化や海岸機能の低下、観光・漁業等への影響等が引き起こされており、こうした状況を踏まえた海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に進めていかなければなりません。

これらの背景を踏まえ、社会インフラの核となる廃棄物処理施設においては、地域の廃棄物処理基盤としての強靱性を確保しておくことは言うまでもなく、一定程度の余裕をもった焼却施設及び最終処分場の能力を維持するなど、多重性を確保しておくことが重要となっています。

■ごみ処理の実績■



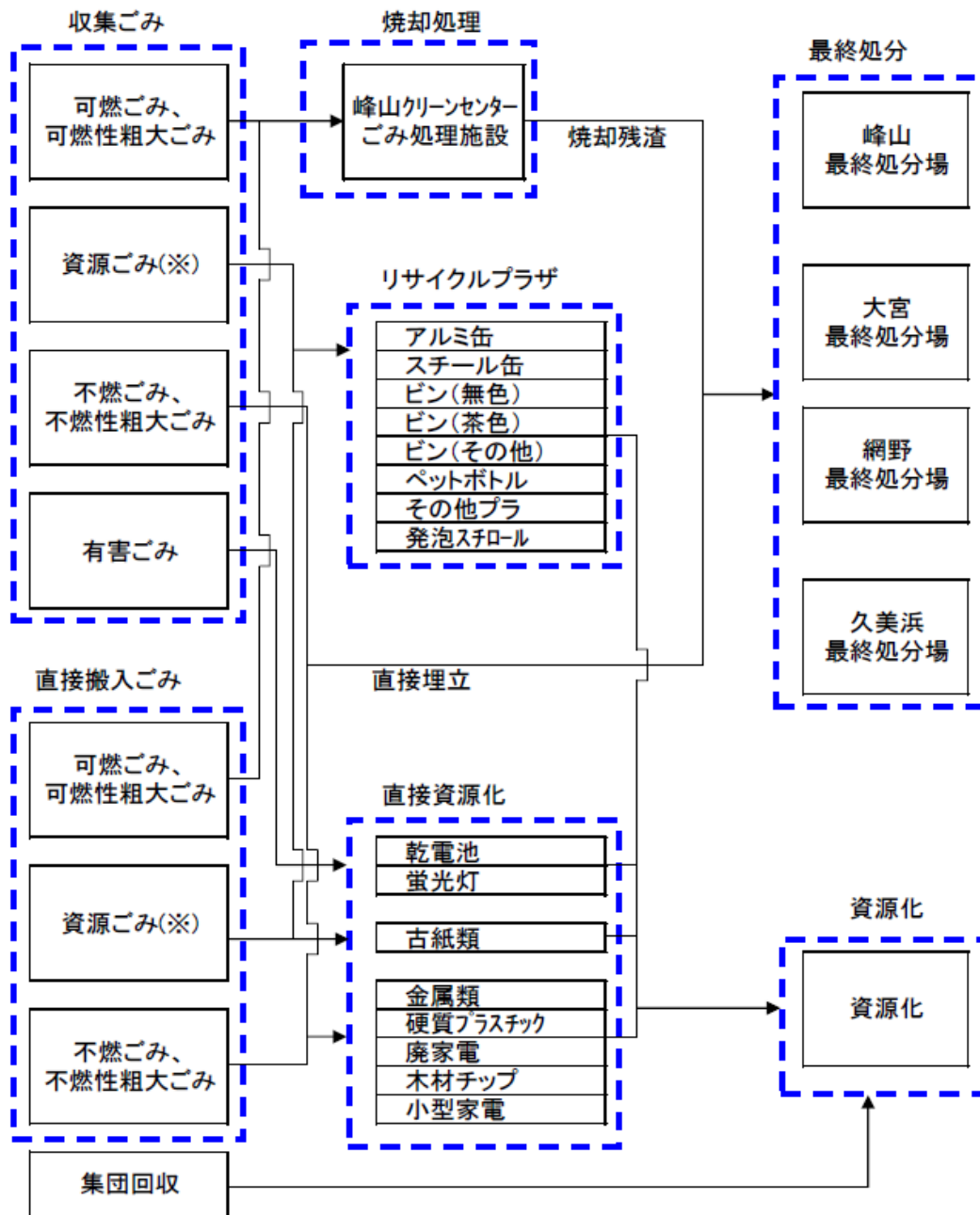
■一般廃棄物処理体制（2018.11 現在）■

焼却施設	1か所	峰山クリーンセンター
最終処分施設	4か所	峰山／大宮／網野／久美浜 各最終処分場

■最終処分場の埋立進捗状況（2018.11 現在）■

施設	峰山	大宮	網野	久美浜
埋立率	77%	72%	90%	63%
残余年数	5年	14年	2年	8年
終期予想	2023年度	2032年度	2020年度	2026年度

■ ゴミ処理フロー（2018.11 現在） ■



※空きカン、空きビン(3色)、ペットボトル、その他プラスチック容器包装類、古紙類、小型家電

【推進計画】

- 一般廃棄物の適正処理を進め、処理体制の維持・強化に取り組みます。
- ごみ焼却施設の長寿命化・延命化と次期焼却施設の整備計画の検討を進めます。
- ごみの種類に応じた分別収集を随時調整するとともに、事業者や自治会などによる取組との連携を進めます。
- 京都府、近隣市町、地域団体等で連携し、海岸漂着物の回収・処理に取り組みます。
※京都府海岸漂着物対策推進地域計画重点区域 49 海岸のうち、26 海岸が本市
- ごみの発生抑制及び分別・再資源化の促進について、地域住民等の理解と協力の確保に努めます。

⑩ 「生活排水処理」の適正化に努めましょう

京丹後市は、公共用水域*の水質保全、さらには生活環境の改善を目的として策定した水洗化計画及び合理化施策に基づき汚水処理環境の整備を行っています。高齢化や人口減少が進み、中山間地域である本市において、低い水準にある水洗化普及率（公共下水道、集落排水、浄化槽）の向上を進める一方、汚泥の処理及び資源化利用、特別会計の経営健全化等の課題に強力に取り組まなければならない状況にあります。普及率は集落排水で100%となっているものの、公共下水道は79.9%、浄化槽による個別処理は41.0%、市全体では76.5%、供用開始区域内の水洗化は69.1%、管内総人口に対する水洗化は52.8%（2017年度末）となっています。

生活排水処理では、集合処理、合併処理浄化槽による適正処理を進め生活排水処理率の向上に努めるとともに、し尿及び発生汚泥については、単に処理処分の適切性のみにとどまらず最終処分量の発生抑制の観点から資源としての活用を考慮した環境づくりを進めていかなければなりません。

公共用水域の水質汚濁の要因は、家庭からの「生活排水」によるものと、工場等の事業活動に伴う「産業排水」によるものに大別されますが、未処理の生活雑排水等を減らしつつ、公共下水道、集落排水、浄化槽等水処理施設の適切な役割分担、効率的な汚水処理環境の構築、施設処理の高度化及び適正な維持管理等対策を通して水質改善、水辺環境の維持保全に継続的に取り組まなければなりません。

■ 下水道処理状況（2017年度末） ■

人口	公共下水道		集落排水		浄化槽		処理人口	普及率
	処理人口	シェア	処理人口	シェア	処理人口	シェア		
55,502	28,488	51.3%	6,771	12.2%	7,199	13.0%	42,458	76.5%

【推進計画】

- 公共用水域の水質保全と衛生的で快適な生活環境の確保に向けて取り組みます。
- 下水道への接続を促進し、水洗化の推進と効率的で適切な汚水処理を進めます。
- 接続助成や下水道事業普及推進員による水洗化推進に取り組み、生活雑排水を公共用水域に流さないよう協力を呼び掛けます。
- 水洗化の進行や施設の老朽化の状態に応じ、し尿処理施設の運営等の合理化を進めるとともに、施設の統廃合も含めた効率的な更新にむけ調整を図ります。
- 下水道整備の早期完了を目指します。

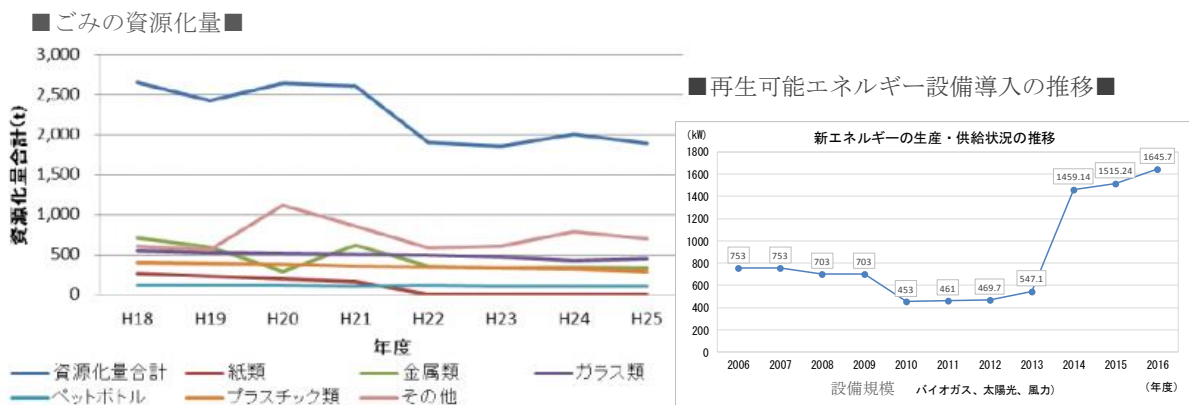
⑪ 「資源循環・再資源化」を推進しましょう

自然環境や廃棄物はエネルギーを生む重要な資源ともなり、循環型の資源利活用の必要性が国及び世界で指摘されています。バイオマス*資源、再生資源は地域固有の資源として、資源・エネルギーの効率的利用とともに地域の活性化にも大きな役割を果たすものとして、地域主体の利活用推進が図られる施策が求められます。

また、京丹後市はこれまで、廃棄物・木質等のバイオマス資源利用型の再生可能エネルギー利用を積極的に進めています。

- ①食品残さ系バイオガス発電（400kW）事業と液肥利用事業を実施（2009-2017）
- ②バイオマスタウン構想（2007～）、バイオマス産業都市構想（2015～）
- ③2012年度 京丹後市再生可能エネルギー導入促進基本方針策定
- ④公共施設へバイオマス利用設備（木質燃料ボイラー）を導入（2013～ 3件）
- ⑤2014年度再生可能エネルギー導入促進支援補助金の制度化

「①」のバイオガス発電施設は2017年度末での施設閉鎖となりましたが、引き続き、荒廃しつつある森林や里山、処理場を圧迫する廃棄物問題等と連動させ、バイオマスを資源として活用する方策を取り入れ、特定の資源に過度に依存することなく省資源及び資源循環に貢献する社会づくりを進めていかなければなりません。



バイオマスとは、生物資源（bio-バイオ）の量（mass-マス）を表す概念で、一般的には「再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの」がバイオマスと呼ばれています。

【推進計画】

- バイオマス由来製品の製造など、資源循環型産業の育成・支援を進めます。
- 再資源化が可能な未分別ごみの分別排出・処理の方策について検討を進めます。
- 現状埋め立て処分している焼却汚泥等、資源化の可能性を検討します。
- その他未利用資源や廃棄物の資源化利用を目的とした事業等を推奨します。

⑫ 「自然・ひと・活動」の好循環を進めましょう

地域固有の自然環境は、いわば地域社会を創り出す源泉であるといえますが、近年、人の暮らしや営みが優先され、自然環境と共生する概念が希薄化しつつあります。環境分野の諸課題の全ては、自然環境、生態系、廃棄物、エネルギー、これらの上に成り立つ私たち人の生活を起源としており、地球規模で密接に連鎖し、経済成長や社会問題にも波及し、分野を越えて深刻な影響を各地域へ及ぼそうとしています。

一方、京丹後市の自然環境は、2010年、山陰海岸が「ユネスコ世界ジオパーク」に認定されるなど、自然景観、温泉、歴史・文化などの観光資源に恵まれ、2015年には、京都縦貫自動車道が全線開通し観光客が大幅に増える中、市では自然豊かな観光資源や自然の恵みである農林水産物を活用した「スポーツツーリズム」、「ほんまもん」の体験プログラム、「美食観光・旬の京丹後」などを推進しています。

自然環境を有効に活用しつつ、これら自然環境との触れ合いを通して諸課題への気付きと共に生きている実感を生活レベルで得ることが重要であり、社会的に活用しつつ保全意識を高め、守り育てる環境との共生が必要とされます。



※出典：京都府観光入込客調査報告書



(出典)

第3次京丹後市観光振興計画

■ 山陰海岸ジオパーク ■

関係区域：京丹後市から鳥取市

概要：山陰海岸地域（京丹後市から鳥取市）は、地形・地質が変化に富み、優れた学術的価値を有する地質遺産を数多く抱えていることを根拠として、2010年10月に「世界ジオパークネットワーク」に加盟認定され、4年後の2014年に西側の面積を拡大して更新審査を受け、再認定されています。（2018.11 現在）



(出典) 山陰海岸ジオパーク推進協議会 HP

■環境資源の活用と好循環を進める主な分野別計画の状況■

京丹後市観光基本計画（観光振興対策）

“旬”でもてなす食のまち ジオの魅力あふれる「滞在型観光地」へ

「好機」をしっかりと捉えて観光振興を図る。「第3次京丹後市観光振興計画」では、多様な観光資源から「他域との差別化」を図る絞込みの戦略として、「食でもてなす観光」を中心に「ジオパークが生み出す、魅力ある多様な資源」を活かした「滞在型の観光地づくり」を進める。「観光立市の実現」を目指すべく策定。

- <基本方針1> 「旬」でもてなす食の観光」を徹底的に推進します
- <基本方針2> ジオパークや四季の魅力を活かした「体験・滞在型の観光地」をつくります
- <基本方針3> 外国人旅行者、宿泊客等の誘致を強化します
- <基本方針4> 「ジオ・スポーツ」や「ジオ・アクティビティ」で観光交流人口の拡大を目指します
- <基本方針5> 徹底したマーケティング手法で戦略的に観光情報を発信します
- <基本方針6> 地域総ぐるみの観光地づくりを推進します

京丹後市農業環境計画（農村地域対策）

ひと みず みどりが織りなす里づくり

京丹後市の農業は地域の風土を形成するとともに、市民の食生活を支える重要な産業の一つとなっている。農業・農地により発揮される多面的機能の重要性が認識されるなか、土地改良事業の基本原則「環境との調和への配慮」を受け、市の自然的、社会的要素を総合的に考慮した農村地域対策として策定。

- I 海・里・山の豊かさと連続性の確保
- II 環境と調和した農村の持続と環境保全型農業の展開
- III 京丹後市の環境を支える交流と協働

京丹後市海業推進事業計画（海業振興対策）

漁獲量や漁業所得の減少、担い手の高齢化や後継者不足等、様々な問題を抱えるなか、観光産業と連携した地産消費の推進など総合的かつ計画的に海業を推進する。

- <基本施策1> 各地域（漁村・漁港）の特色を活かした体験事業を推進します
- <基本施策2> 水産加工品の研究・開発、漁師料理の提供を実施します
- <基本施策3> 新たな海洋性レクリエーションのメニューを研究・考案します
- <基本施策4> 漁業・海業の担い手を確保・育成します

【推進計画】

- 観光産業資源として観光メニューへの展開、農林水産業資源として振興メニューへの展開など多様な組み合わせの展開を奨励します。
- 自然豊かな地域特性を活かした新たな付加価値化や商品開発を進めます。
- 教育旅行、体験、滞在の視点から、交流人口*の増加を進めます。
- 豊富で質の高い食の魅力に磨きをかけ、戦略的に観光へ活用します。
- 「滞在型観光・スポーツ観光」という考え方を市民や地域に広めるとともに、「ジオ・スポーツ」や「ジオ・アクティビティ」を展開します。
- 山陰海岸ジオパークの保護・保全と活用に努めます。

⑬ 「公共施策」へ環境ターゲットの統合を図ります

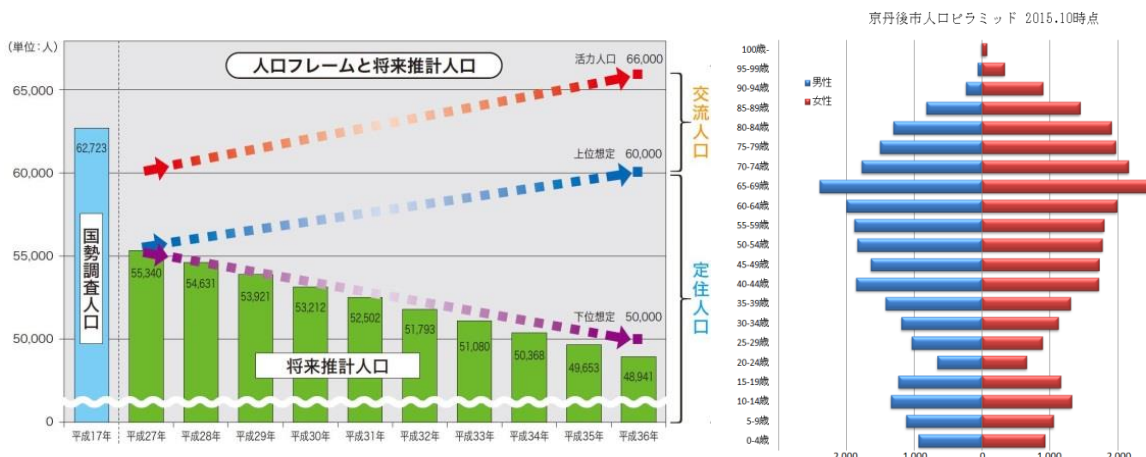
地域の自然環境は、商工観光、農林水産業、土木・建築、学習・教育、定住・移住、防災・減災等、各公共施策分野と密接に関係し合っています。人口減少・少子高齢化、気象条件等の社会変化が進行する中、公共施策を通してこれからの環境に適応した未来の地域社会を築いていかなければなりません。

道路や河川、海岸、農山漁村、都市公園整備では生物の生息環境を守り生態系との調和を視野に入れた整備、土地の開発・改良では自然環境の維持保全と共存性確保、施設整備では地元材の活用や循環かつ効率的な資源利用、エネルギーマネジメント*と高効率機器の賢い利用など、公共交通では変化への適応と温室効果ガス排出抑制の両側面から利便性の向上、eco-DRR*の取り入れを検討するなど、環境に配慮する視点から地域及び公共空間、社会基盤を整備していく姿勢が求められます。

気象条件変化に伴う影響の拡大が著しい近年、自然浄化及び自然適応能力を向上させる環境に対して予防的で合理的な公共事業の展開が求められます。

※eco-DRR 生態系を活用した防災・減災(ecosystem-based disaster risk reduction)

■京丹後市の社会動態■



【推進計画】

- 条例指定、規制指導、自然歴史的環境・景観の地域指定や登録に基づく保全
- 公共施設への太陽光発電設備・非常電源等の導入、省エネルギー、EMS*の奨励
- 家庭、学校、地域、行政などが連携した食育の推進
- 農地、森林、海岸などの自然環境と都市機能とが調和した土地利用、道路・河川施策の調整
- 地域材を利用した公共施設・公営住宅の整備、機能向上、里山林の整備
- うるおいある住環境や憩いの場などの整備
- 公共交通の利便性の向上と持続する公共交通の実現、温室効果ガスの排出抑制
- 市道、橋梁等の老朽化を点検し、計画的な修繕実施による安全確保と長寿命化

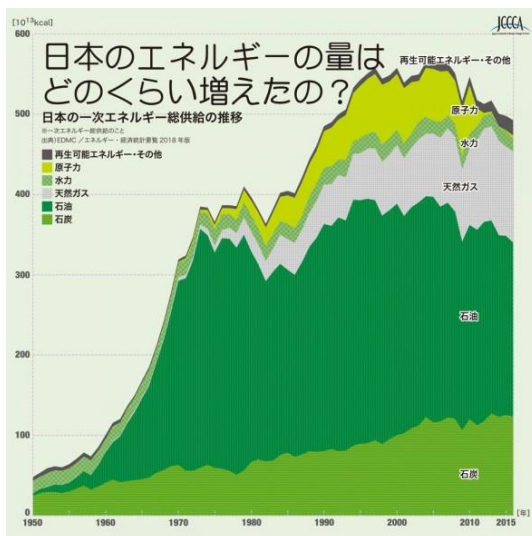
⑭ 「環境共生の文化と価値観」を日常生活で育みましょう

今日の環境問題は、一企業や産業に起因する従来の公害問題とは異なり、利便性を追求するライフスタイルの変化に伴う大量生産・大量消費・大量廃棄による廃棄物量の増大や温室効果ガスの排出に伴う地球温暖化問題など、私たち一人ひとりの生活に起因するところが大きいことが特徴です。現在の社会経済システムの成長と発展は化石資源への依存、大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられる構造にあり、環境との対話や環境負荷低減は身近な市民生活から進めなければ解決には至りません。

省エネルギー・ごみの発生抑制・食品ロス・衣料品在庫など問題が多岐にわたる中、消費者の認識が変わらない限り、持続可能な社会は実現することはできません。

2016年に内閣府が実施した世論調査*では、地球環境問題に「関心がある」との回答は若年層ほど低く、18歳-29歳で19.5%に留まっている状況です。

環境問題は人々の生活と相互につながっています。古来、日本人には自然と共生する考え方や文化がありました。地球上の資源供給には限界があること、資源利用にはそれに伴う環境影響があることなど、現在の生活環境がもたらす未来への影響を社会全体で考え、環境の持つ様々な機能を損なうことなく将来世代に引き継ぐ姿勢と環境基準の行動を日常化した主体性が求められます。



【推進計画】

- 国民運動クールチョイス*の展開と定着を図ります。
- ごみの分別、発生抑制への取組を進めます。
- 地産地消・地産来消を推進し地域内消費の拡大を図ります。
- 産業基盤、地域雇用の維持に努めます。
- 小規模多機能自治*の推進、自主的かつ主体的に行う自治活動を支援します。
- 地域・ボランティア活動やNPO法人活動等のコミュニティ活動支援を進めます。

⑮ 「人づくり」に環境を取り入れましょう

今日の環境問題では、人の生活及び営みが環境に及ぼす影響について、そして環境と人間は繊細なバランスの上に成り立っているという正しい知識を習得する機会が必要とされています。人は環境の原状に影響を与え変更を及ぼす唯一の存在として、環境を守る立場に立つことが求められています。

地域に暮らす人々が、地域の海や川、山や森などの自然にふれ、自然環境を理解し、敬う心を養い、文化を生かして地域社会に新たな行動を生み出すことにより、自然環境、生活環境、双方にバランスのとれた環境的付加価値の高い地域となり得ます。

教育の現場では、持続可能な社会の作り手を育てることが目的とされ、変化の著しい不透明な今後の社会を自らの力で乗り切っていくため、主体的な学びへと方針が変わりつつあります。ESD※（持続可能な開発のための教育）などの手法も取り入れ、自分の考えをまとめる材料として環境に焦点をあてて考えていくことが求められています。

学校教育から社会教育まで、主体的に答えを探す学習はもとより環境課題の解決を通して新しい価値観を探し、気付く楽しみを与える教育、学習環境が求められます。

※ESD

ESDは、Education for Sustainable Developmentの略で「持続可能な開発のための教育」と訳され、関連する様々な分野を“持続可能な社会の構築”の観点からつなげ、総合的に取り組む学習プログラムです。

環境問題に関わる世界的な取組に大きな影響を与えるものとして教育が果たす役割が示されています。



【推進計画】

- 学校教育・社会教育において、持続可能な社会の作り手の創出を目指し、自分で考える力・豊かな人間性を育む教育環境を形成します。
- 自然環境と触れ合う機会、地域の資源や文化、人材を活用した学びの機会など、実践・実感、体験・体感、伝承・学習など各種機会の創出を進めます。
- 未来を担う若者世代の交流や意見交換、研さんなどの場を設定します。
- 自主的かつ継続的な社会教育活動を進める関係団体を育成、支援します。
- 出前講座の積極的展開など、講師派遣等を通じた支援を進めます。

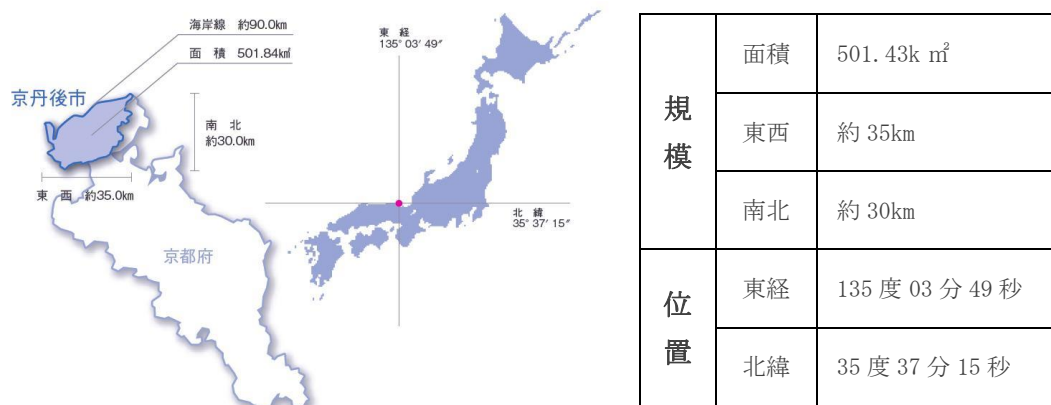
資 料 編

● 京丹後市の現状について

京丹後市は、京都府北部の丹後半島に位置し、東西約 35km、南北約 30km、面積 501.84k m² の広がりを持ち、標高 700m 以下の山々とその山々を源流とする河川流域により盆地が形成されています。海岸は山陰海岸国立公園、丹後天橋立大江山国定公園に指定され、岩礁帯から砂丘、湾や入江など多様な自然形態を持っています。

このような環境の中で私たちは、それぞれの土地に根ざした文化を育みつつ、自然環境と地域社会との共生を形成しています。

【図】京丹後市の位置と概要

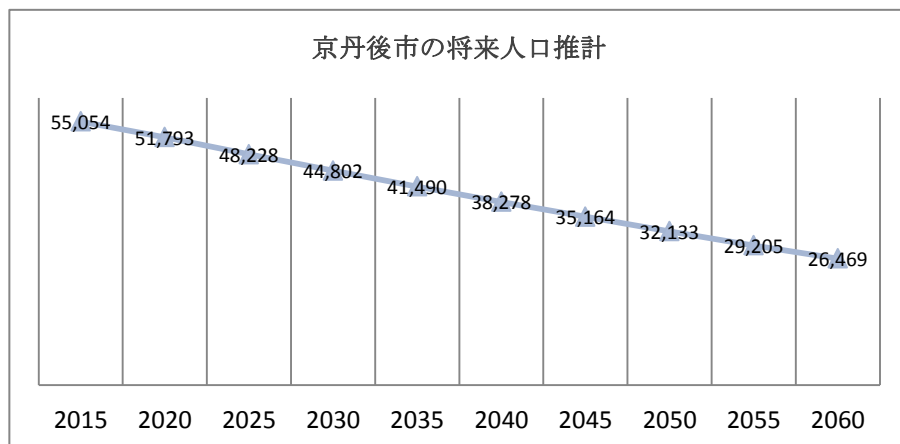


1. 京丹後市の人口

2015年国勢調査における京丹後市の人口は、男 26,353 人・女 28,701 人、合計 55,054 人、20,469 世帯となっており、2018年4月時点の推計人口は男 26,626 人・女 28,800 人、合計 55,426 人、22,720 世帯となっています。

総人口の将来推計は年々減少傾向にあるとされ、国立社会保障・人口問題研究所推計では 2055 年度に総人口が 30,000 人を切り、29,205 人になると予想されています。

(1) 人口推計



(出典) 将来推計人口(社人研)

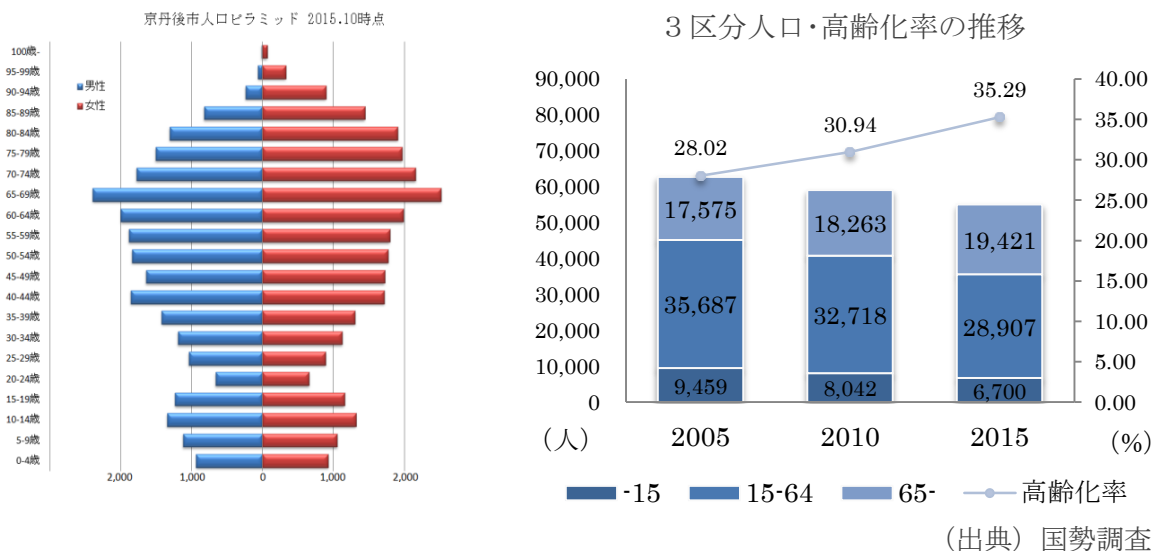
(2) 構成比

2015年の老年人口（65歳以上）は2006年度比で約11%増加し、一方で年少人口（15歳未満）が約29%減少、生産年齢人口（15～64歳）が約19%減少しており、高齢化率は約35%に達しています。

1世帯あたりの人口は2.4人（2018年）となっており、過疎化・少子高齢化の弊害が顕在化されつつあります。

2018年現在、京都府下の有効求人数については、小売業、生活関連サービス業、複合サービス事業等多くの産業で増加しており、製造業でも非鉄金属・金属製品製造業、はん用・生産用・業務用機械製造業等で増加し、過去最高の水準となって高止まり傾向にある一方、京丹後市の産業に重複する分野での労働力不足・人手不足が顕著となっています。

また、京丹後市は、20歳～24歳人口が15歳～19歳人口に対して概ね半減する傾向と特性を持っており、少子高齢化と相まって生産人口の減少が進んでいます。



2. 京丹後市の自然環境

京丹後市は日本海に面した半島地域から形成され、その大部分が自然公園及び特別地域に指定されており、無秩序な開発行為が規制されてきた背景を持っています。貴重な自然環境・景観が良好な状態で残っていると見え、地形・地質的にも古来の特性を有し、海岸線は山陰海岸ジオパークとしてユネスコ世界ジオパークの認定を受け（2018年現在）、歩くと音を奏でる鳴き砂で有名な琴引浜では不純物を含まない状態でしか音が鳴らないため、地元住民による保護・保全活動などが続けられています。

近年、海岸漂着物や行楽等による放置ごみの増加、台風の大型化等自然現象の変化などによる海岸及び山林環境の悪化や機能の低下などにより観光業及び農林漁業への影響等が懸念される状態となっており、漂着物や廃棄物、災害などへの多くの備えを要する環境特性を持っています。

(1) 地域指定

京丹後市の海岸線一帯は、丹後町の海岸線が丹後天橋立大江山国定公園に、久美浜町・網野町の海岸線が山陰海岸国立公園の指定を受け、内陸では、深部の脊梁地域が丹後天橋立大江山国定公園に、丹後内山地域が府自然環境保全地域に、権現山が府歴史的な自然環境保全地域にそれぞれ指定されるなど貴重な自然環境を有しています。

【国立公園】

名 称：山陰海岸
関係区域：京丹後市・兵庫県・鳥取県
指 定：昭和 38 年 7 月 15 日
面 積：陸域計：1,206ha
特別地域：1,187ha
普通地域：19ha
海域公園：31ha
※京丹後市域面積



根拠法令：自然公園法

概 要：我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地（海中の景観地を含む）であって、環境大臣が関係都道府県及び中央環境審議会の意見を聴き、区域を定めて指定します。公園管理者は環境大臣となり公園利用施設の整備、管理や行為許可事務、届出受理を行います。

【国定公園】

名 称：丹後天橋立大江山
関係区域：京丹後市
福知山市・舞鶴市・宮津市
伊根町・与謝野町
指 定：2007 年 8 月 3 日
面 積：陸域計：19,023ha
特別区域：18,299ha
普通区域：724ha
※全区域面積



根拠法令：自然公園法

概 要：国立公園に準じる優れた自然の風景地であって、環境大臣が関係都道府県の申出により中央環境審議会の意見を聴き、区域を定めて指定します。公園管理者は府知事です。

【京都府自然環境保全地域】

名 称：丹後上世屋内山
関係区域：京丹後市大宮町五十河
宮津市字上世屋
指 定：2002年3月26日
面 積：115.24ha (67.15ha)
※面積中、()内は
特別地区及び保護地区



根拠法令：京都府環境を守り育てる条例

概 要：原生的な自然として多種多様な生物種を保存する学術上高い価値を持つ自然環境を府民の財産として未来に継承します。保全地域の区域や禁止事項等について来訪者への周知を図るとともに、自然環境保全監視員を配置し、違法行為に対する監視・指導を行います。

(2) 文化財指定、登録

国では天然記念物・名称として琴引浜、府では天然記念物としてアベサンショウウオ基準産地の指定を受け、市では名勝として五色浜周辺・霧降の滝・無明の滝・立岩等、それぞれ指定を行っています。

【天然記念物・名勝】

名 称：琴引浜
関係区域：京丹後市網野町琴引浜区域
指 定：2007年7月26日
根拠法令：文化財保護法



概 要：文部科学大臣は、動物（生息地、繁殖地及び来地を含む）、植物（自生地を含む）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む）で我が国にとって学術上価値の高いものをその保護を目的に天然記念物に指定します。

(3) その他の指定・登録

【ジオパーク】

名 称：山陰海岸
関係区域：京丹後市から鳥取市

概 要：山陰海岸地域（京丹後市から鳥取市）は、地形・地質が変化に富み、優れた学術的価値を有する地質遺産を数多く抱えていることを根拠として、2010年10月に「世界ジオパークネットワーク」に加盟認定され、4年後の2014年に西側の面積を拡大して更新審査を受け、再認定されています。（2018.11現在）

～山陰海岸ジオパークのエリア～



(出典) 山陰海岸ジオパーク推進協議会 HP



【京都の自然 200 選（地形・地質、歴史的な自然環境）】

概要：自然環境の保全についての府民の関心を高めるため、府内に所在する優れた自然環境の中から選定されます。

指定項目：

地形 地質	・磯砂山 ・離湖 ・琴引浜 ・郷村断層 ・経ヶ岬 ・野間谷峡谷 ・小天橋 ・兜山 ・丹後の海岸地形（城島、立岩、筆石海岸段丘、屏風岩、犬ヶ岬、丹後松島）
歴史的 自然環境	・権現山 ・大野城趾（大野神社） ・上山寺 ・大明神岬



(4) 生物

京丹後市は、面積 501.4k m²のうち 74.26%にあたる 372.3k m²が森林で占められ、河川は半島地域に立地する特性からその全てが市内を源流域から河口まで北に向かって貫流し、日本海へと流れています。市内最大の竹野川流域、川上谷川流域では、比較的低地を多く形成し、生物の生育環境を分布させています。

河川沿いには水田雑草の群落、河川沿いの低地から山地にかけての丘陵部には主にアカマツ群落、比較的標高の低い山地にはコナラ群落が分布し、市東部の標高の高い山地にはアカシデ・ミズナラの群落、南部から市の南西端にかけてはスギ・ヒノキ・サワラ植林、北端の経ヶ岬にはクロマツ林がそれぞれ分布、箱石浜（久美浜海岸）には砂丘植生、畑地雑草群落等があり砂丘農業を盛んにしています。

大宮町の内山山系約 40ha のブナ林には 300 種以上の植物が自生するとともに、山地から周辺河川にかけてアベサンショウウオ・ヒダサンショウウオ・ツキノワグマ・ギブチョウ・メダカ・コウベマイマイ・モクズガニなど希少種の分布、箱石浜には絶滅危惧種のトウテイランが自生し、魚類ではアユ・ウナギ・カマキリ等のカジカ類、ゴクラクハゼ等のハゼ類など、河川と海とのつながりを感じる回遊型の淡水魚が確認されているなど、海岸・平地・丘陵・内陸・山地に多様な環境を反映して多くの生物が見られます。

【京都の自然 200 選（植物、動物）】

概要：自然環境の保全についての府民の関心を高めるため、府内に所在する優れた自然環境の中から選定されます。

指定項目：

植物	<ul style="list-style-type: none"> ・緑城寺の「シイ林」 ・五十河の「内山ブナ林」 ・生王部神社の「スダジイ」 ・萬福寺の「文殊のマツ」 ・木橋の「スダジイ（荒神さん）」 ・甲山の「ヒシ（おーくのフシ）」 ・トウテイラン、ハイネズ群落（箱石砂丘）
動物	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒダサンショウウオ等の生息する磯砂山系の河川上流及びその周辺の湿地帯 ・アベサンショウウオの生息する丹後半島 ・クマタカの生息する内山山系 ・チドリ類が飛来し、微少貝類の生息する 琴引浜 ・アユ、ヤマメ、アユカケ、カジカガエル等の生息する宇川流域 ・小動物（トンボ類、カジカガエル等）や野鳥（カッコウ、オオルリ等）の生息する味土野（ガラシャの里） ・オオハクチョウやコハクチョウの飛来する久美浜湾

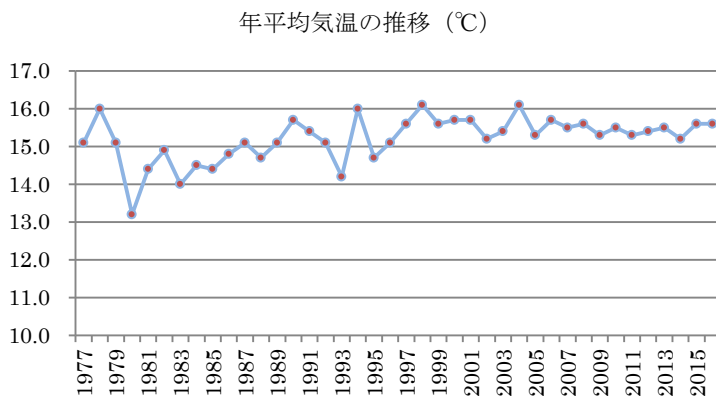
【その他】

鳥獣保護区	<ul style="list-style-type: none"> ・久美浜湾 ・兜山 ・網野離湖 ・食のみやこ ・権現山 ・碓高原 ・弥栄町スイス村
狩猟禁止区域	<ul style="list-style-type: none"> ・如意寺山 ・網野町網野 ・丹後町竹野川 ・峰山町杉谷 ・京丹後市中部 など

(5) 気候、気象

気候は日本海型気候に属し、夏季はフェーン現象により気温の高い日が続き、晩秋から冬季にかけては北西を中心とした風が多くなり、地域特有の「うらにし」といわれる強い季節風とそれに伴うしぐれ現象がたびたび起こり、不安定な天候が続きます。

年平均気温、年降水量は、微増傾向にあります。急激な変化は見られていません。過去 40 年間を見ると 1993 年度以降、猛暑日が観測される年度が頻繁に見られるようになり、年あたりの猛暑日の日数は増加傾向にあります。また、この 40 年間の大雨発生日数は平均約 3.5 日であり、近年、急激に増加しています。

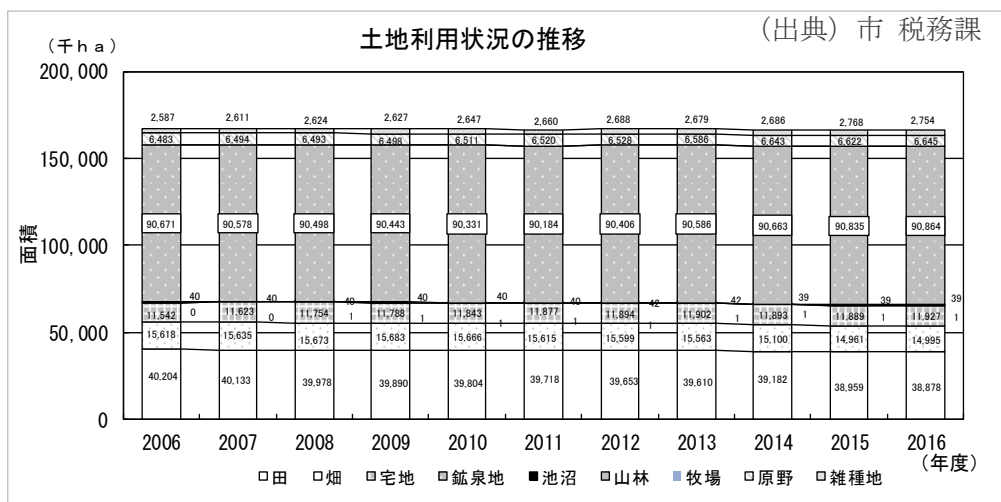


(出典) 気象庁
～間人観測所～

(6) 土地

京丹後市の平野部は、日本海及び久美浜湾に流入する水系等により形成されています。それぞれの水系にある盆地や低地部は扇状地性低地と三角州性低地に分類され、内部と周辺に一部丘陵地を形成しています。河川の流れる低地部には未固結堆積物の礫・砂・泥が分布し、本市の農地も主にここに分布します。市の中央から南側の大部分は深成岩類である花崗岩質岩石が分布し、市全域の半分以上を構成しています。

土地の利用においては、この 11 年間大きな変化は無く、2016 年度現在、山林の割合が全体の 5 割を占め、次いで田、畑の順となっています。



(7) 森林環境

京丹後市は面積の 74.26%の範囲が森林で占められています。うち民有林が 360.7k m²、このうち人工林が 95.2k m²であり、26.4%の人工林比率で、間伐や保育等の手入れを要する山林は 47.2k m²で人工林面積の 49.58%を占めます。



森林は、土地の保全、水源の涵養、飛砂等による農地被害の防止、景観保全や観光活用、建築資材用途等の経済的利用など多面的な機能を有し、地域住民の生活環境に深く結びついた存在となっています。

京丹後市は広大な山林を抱え、ブナ林など原生的な植生が残されている一方で、営林環境や生活習慣の変化、木材需要の低迷、担い手不足、有害鳥獣・害虫による食害などにより、里山に手が入らない状態にあり、その公益的機能の低下、生物多様性の減少が懸念され、機能・環境の維持保全を必要としています。

(8) 水環境

① 河川

河川は東から宇川・竹野川・福田川・佐濃谷川・川上谷川等の主要河川があり日本海へと流れています。市内最大の竹野川流域及び川上谷川流域では、比較的低地を多く形成し、農地を多く分布させています。京都府の環境基準の類型指定では、竹野川が B に、宇川・福田川・佐濃谷川が A に指定されており、いずれも BOD 値は基準を満たしており、市内の河川の水質は概ね良好な状態にあります。



② ため池

市内には約 200 箇所のため池が存在し、築造位置は低地から丘陵地への遷移部にあり、主に竹野川流域に多く分布しています。山林との連続性が保たれ流入水質が良好であると考えられることから、魚類はもちろんのこと、カエル類・サンショウウオ類・鳥類・水生植物等の貴重な生息空間となっています。



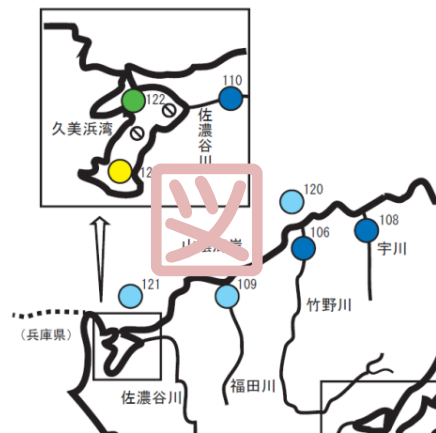
③ 海域

京丹後市は経ヶ岬から久美浜湾に至る約90kmにも及ぶ海岸線を有しています。複雑に入り組み台地が崖となって海に入る岩礁、ポケットビーチ、約7kmにも及ぶ広大な砂浜海岸を含む海岸線は変化に富み、優れた自然景観と水辺環境を有し、東は丹後天橋立大江山国定公園、西は山陰海岸国立公園に指定され、また、全域が山陰海岸ジオパークに含まれるなど、貴重な地形や地層を有する自然景観豊かな沿岸です。



④ 水質

河川、海域ともに健康項目（人の健康の保護に関する環境基準項目：カドミウム・全シアンなど27項目）の各項目で環境基準を達成しています。生活環境項目（生活環境の保全に関する項目：BOD・SSなど11項目）では、河川BOD（生物化学的酸素要求量：河川の有機汚濁の代表的な指標）は全ての地点で環境基準を達成していますが、海域COD（化学的酸素要求量：海域の有機汚濁の代表的な指標）では、外洋に面した開放性の海岸と内湾で異なり、海水交換の悪い閉鎖性水域では水質改善に困難さを有し、水質保全に課題があります。



○測定地点 (●環境基準点以外) *地図上の数値は地点番号																							
凡例	<table border="1"> <tr> <th>河川 (BOD) 又は海域 (COD) の75%水質値 (mg/L)</th> <th>(75%水質値: BOD又はCODの環境基準の達成状況の年間評価に用いる値)</th> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>10</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> </table> </td> <td> <table border="1"> <tr> <td>10以下: 遊歩等の日常生活において不快感を生じない限度</td> <td>8以下: 遊歩等の日常生活において不快感を生じない限度</td> </tr> <tr> <td>8以下: 農業用水に利用する限度</td> <td>3以下: ポラ、ノリ等の生息に適する限度</td> </tr> <tr> <td>5以下: コイ、フナ等の比較的汚濁に強い魚の生息に適する限度</td> <td>2以下: 自然探勝等の環境保全に必要とされる限度</td> </tr> <tr> <td>3以下: サケ、アユ等のきれいな水を好む魚の生息に適する限度</td> <td>マダイ、ブリ、ワカメ等の生息に適する限度</td> </tr> <tr> <td>2以下: ヤマメ、イワナ等の特にきれいな水を好む魚の生息に適する限度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1以下: 自然探勝等の環境保全に必要とされる限度</td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	河川 (BOD) 又は海域 (COD) の75%水質値 (mg/L)	(75%水質値: BOD又はCODの環境基準の達成状況の年間評価に用いる値)	<table border="1"> <tr> <td>10</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> </table>	10	8	5	3	2	1	<table border="1"> <tr> <td>10以下: 遊歩等の日常生活において不快感を生じない限度</td> <td>8以下: 遊歩等の日常生活において不快感を生じない限度</td> </tr> <tr> <td>8以下: 農業用水に利用する限度</td> <td>3以下: ポラ、ノリ等の生息に適する限度</td> </tr> <tr> <td>5以下: コイ、フナ等の比較的汚濁に強い魚の生息に適する限度</td> <td>2以下: 自然探勝等の環境保全に必要とされる限度</td> </tr> <tr> <td>3以下: サケ、アユ等のきれいな水を好む魚の生息に適する限度</td> <td>マダイ、ブリ、ワカメ等の生息に適する限度</td> </tr> <tr> <td>2以下: ヤマメ、イワナ等の特にきれいな水を好む魚の生息に適する限度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1以下: 自然探勝等の環境保全に必要とされる限度</td> <td></td> </tr> </table>	10以下: 遊歩等の日常生活において不快感を生じない限度	8以下: 遊歩等の日常生活において不快感を生じない限度	8以下: 農業用水に利用する限度	3以下: ポラ、ノリ等の生息に適する限度	5以下: コイ、フナ等の比較的汚濁に強い魚の生息に適する限度	2以下: 自然探勝等の環境保全に必要とされる限度	3以下: サケ、アユ等のきれいな水を好む魚の生息に適する限度	マダイ、ブリ、ワカメ等の生息に適する限度	2以下: ヤマメ、イワナ等の特にきれいな水を好む魚の生息に適する限度		1以下: 自然探勝等の環境保全に必要とされる限度	
河川 (BOD) 又は海域 (COD) の75%水質値 (mg/L)	(75%水質値: BOD又はCODの環境基準の達成状況の年間評価に用いる値)																						
<table border="1"> <tr> <td>10</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> </table>	10	8	5	3	2	1	<table border="1"> <tr> <td>10以下: 遊歩等の日常生活において不快感を生じない限度</td> <td>8以下: 遊歩等の日常生活において不快感を生じない限度</td> </tr> <tr> <td>8以下: 農業用水に利用する限度</td> <td>3以下: ポラ、ノリ等の生息に適する限度</td> </tr> <tr> <td>5以下: コイ、フナ等の比較的汚濁に強い魚の生息に適する限度</td> <td>2以下: 自然探勝等の環境保全に必要とされる限度</td> </tr> <tr> <td>3以下: サケ、アユ等のきれいな水を好む魚の生息に適する限度</td> <td>マダイ、ブリ、ワカメ等の生息に適する限度</td> </tr> <tr> <td>2以下: ヤマメ、イワナ等の特にきれいな水を好む魚の生息に適する限度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1以下: 自然探勝等の環境保全に必要とされる限度</td> <td></td> </tr> </table>	10以下: 遊歩等の日常生活において不快感を生じない限度	8以下: 遊歩等の日常生活において不快感を生じない限度	8以下: 農業用水に利用する限度	3以下: ポラ、ノリ等の生息に適する限度	5以下: コイ、フナ等の比較的汚濁に強い魚の生息に適する限度	2以下: 自然探勝等の環境保全に必要とされる限度	3以下: サケ、アユ等のきれいな水を好む魚の生息に適する限度	マダイ、ブリ、ワカメ等の生息に適する限度	2以下: ヤマメ、イワナ等の特にきれいな水を好む魚の生息に適する限度		1以下: 自然探勝等の環境保全に必要とされる限度					
10	8	5	3	2	1																		
10以下: 遊歩等の日常生活において不快感を生じない限度	8以下: 遊歩等の日常生活において不快感を生じない限度																						
8以下: 農業用水に利用する限度	3以下: ポラ、ノリ等の生息に適する限度																						
5以下: コイ、フナ等の比較的汚濁に強い魚の生息に適する限度	2以下: 自然探勝等の環境保全に必要とされる限度																						
3以下: サケ、アユ等のきれいな水を好む魚の生息に適する限度	マダイ、ブリ、ワカメ等の生息に適する限度																						
2以下: ヤマメ、イワナ等の特にきれいな水を好む魚の生息に適する限度																							
1以下: 自然探勝等の環境保全に必要とされる限度																							

河川及び海域の測定地点と水質状況 京都府 2016年水質測定

(9) 景観

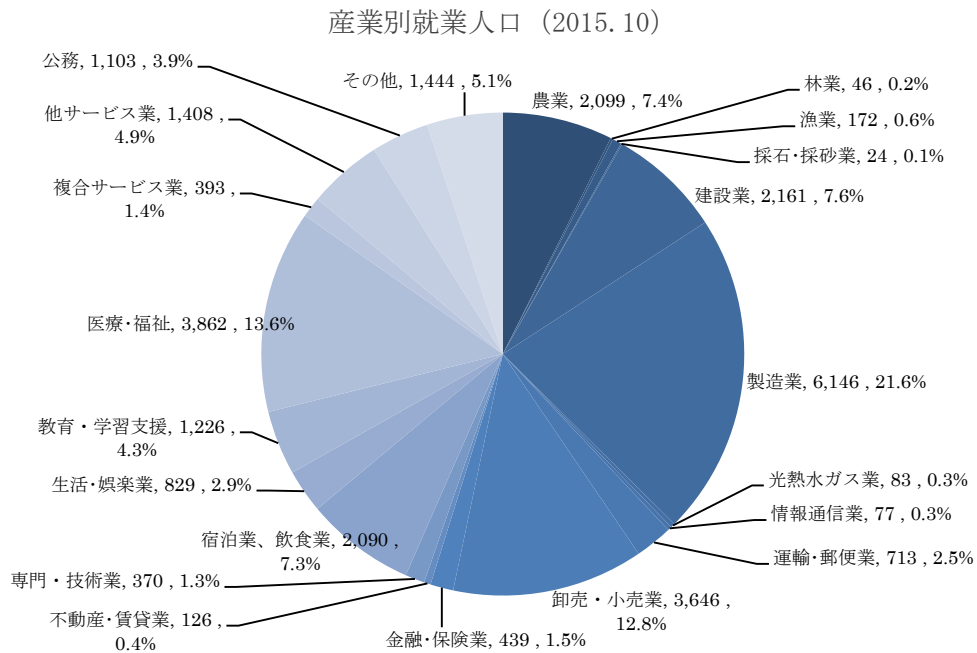
京丹後市の海岸沿いは、経ヶ岬から丹後松島、屏風岩、立岩へと荒々しく穏やかに海に面した地形が続き、鳴き砂の浜で国の天然記念物・名勝に指定される琴引浜、夕日の名勝として親しまれる夕日ヶ浦、約7km続く北近畿一のロングビーチから小天橋へと多く景勝地が存在し、海と里山と集落が調和する袖志の棚田、久美浜湾と調和するかぶと山、点在するポケットビーチなども独自の景観を形成しています。また、内陸部には北近畿最大級のブナ林や市内河川の源流域からなる豊かな緑と清流の優れた風景が広がり、高竜寺ヶ岳・磯砂山・高天山・依遅ヶ尾山・金剛童子山・かぶと山・権現山・愛宕山などの山々に加え、山の上からの眺望は日本海を含めた眺望も楽しめ、広がりのあるスケールの大きな景観資源となっています。

3. 京丹後市の社会環境

(1) 産業

モノづくりで栄えてきた京丹後市は、就業者の割合で2000年に第3次産業が第2次産業を上回り、現在56.3%で最も多く、第3次産業の拡大が年々進んでいます。

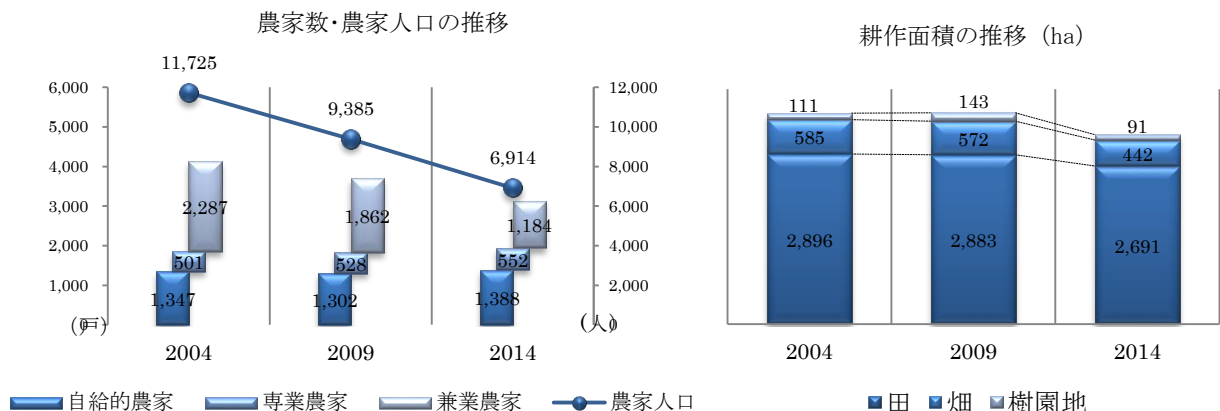
全産業の事業所数は、4,511事業所、従業員数26,209人（2014年）であり、業種別に見た場合、市内事業所総数の33%、従業員総数で25%を占める製造業が最も多くなっています。



（出典）2015年国勢調査

農家数、農家人口は、2014-2004年度比較で農家総数が約24%、農家総人口が約41%とそれぞれ減少しています。農地では、利用の効率化が進んでいる一方、農家数、農家人口の減少があり、耕作面積は減少しています。

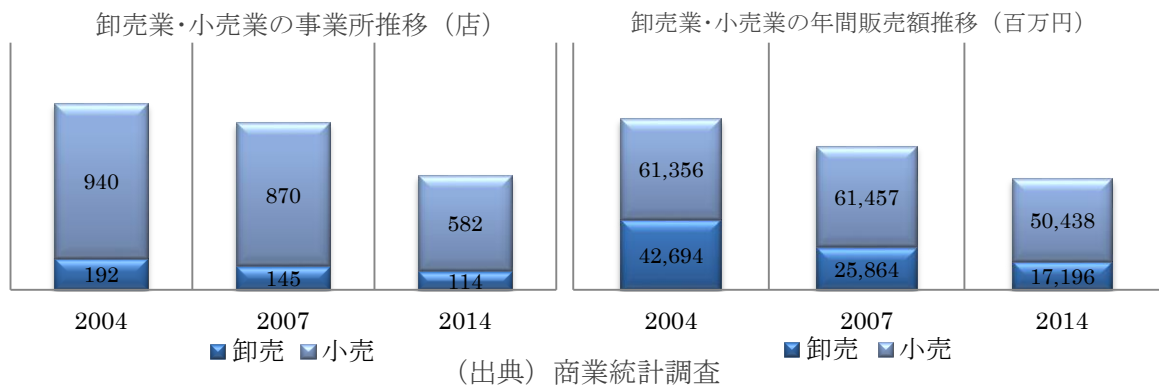
漁獲量、漁獲高は、2008年度以降、ともに減少傾向にあります。



（出典）農林業センサス

工業事業所数及び製造出荷額は、2008年度を境に減少傾向にあり、2015年度の製造出荷額等はピークの2008年度より約38%減少しています。

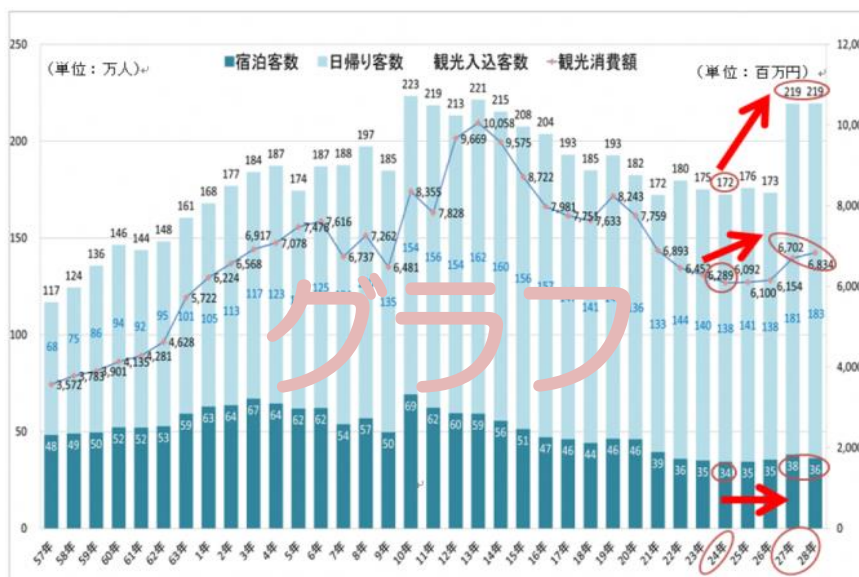
市民の生活環境に直結し、今や市就労環境を下支えする第3次産業の商業においては、卸売業の商店数は2014-2004年度比で約30%減少、小売業の商店数は約38%減少しています。また、年間商品販売額が減少しており、特に小売業は、約60%減少しています。



(2) 観光

観光形態は、夏季の海水浴と冬季のカニを軸にした二季型の観光地となっています。近年は都市部からのアクセスの改善があり入込客数は増加傾向にあるものの、観光客中「日帰り」が約84%を占め、この割合は2012年から2015年の3年間で131%の増加率となる一方で、地域内での滞在時間は近隣の観光地と比較して短く、観光客一人当たりの消費額ではこの3年間で減少する結果となっています。

なお、発地の約90%が近畿地域であり、このうち京都府内、兵庫県、大阪府の3府県で約83%を占めています。



※出典: 京都府観光入込客調査報告書

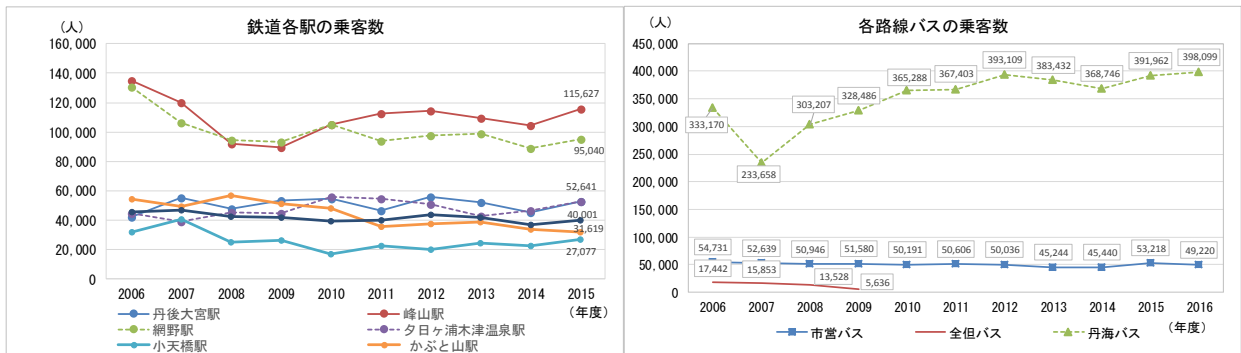
(出典) 第3次京丹後市観光振興計画



(3) 交通・運輸

京丹後市の道路・鉄道交通網は、京都や大阪などの都市部から丹後沿岸に向けて延びる形態をもち、2017年の京丹後大宮 IC 開通により京都府域の南北約 140km が高速道路でつながり、都市部や周辺地域との社会流動性が高まっています。

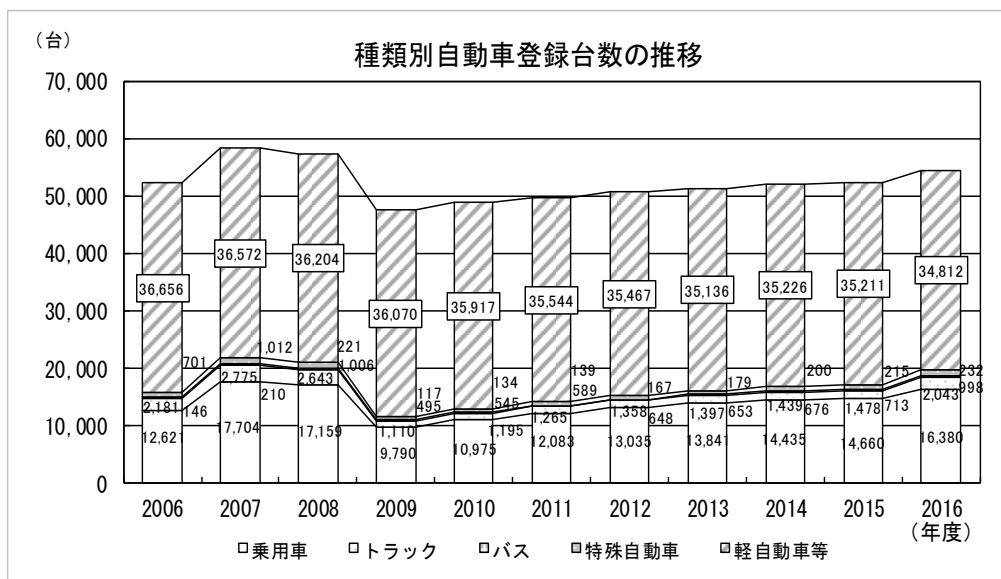
公共交通機関では、京阪神方面への主要なアクセスとなっている京都丹後鉄道(旧 北近畿タンゴ鉄道)が整備されており、鉄道乗客数は、2015年度 414,738 人と前年度比約 10%増加し、路線バスの乗客数は、「上限 200 円バス」の取組を開始(2006年)以降、約 10%増加し、年々増加の傾向を見せています。



(出典) 市企画政策課

【種類別自動車登録台数の推移】

2016年度における自動車登録台数総数は、2006年度比約 4%増加と微増傾向にあります。またバス事業の自由化に伴い、バスの台数が 232 台(2006年度比約 59%増加)と高い増加率となっています。



(出典) 北近畿運輸局京都運輸支局、市 税務課

【市民意識調査】

(1) 周辺環境に関する評価・考えについて

- 「満足」と「まあ満足」をあわせた『満足』
「分別収集によるリサイクルの推進」、「ごみ処理体制」などのごみ収集・処理、「工場などの悪臭」、「工場や家庭、自動車などの騒音」、「下水道などの生活排水」などが多数
- 「やや不満」と「不満」をあわせた『不満』
「有害鳥獣被害軽減のための対応・整備」や「不法投棄やポイ捨て防止などの環境美化」が多数
- 改善が必要と思う項目
「有害鳥獣被害軽減のための対応・整備（生活環境分野）」が最多数、次いで「不法投棄やポイ捨て防止などの環境美化」
「公共交通機関の整備」は20歳代と40歳代で4割程度と多数
- 京丹後市全体の環境政策を進めていくうえで重要だと思う項目
「有害鳥獣被害軽減のための対応・整備（生活環境分野）」が最多数、次いで「不法投棄やポイ捨て防止などの環境美化」、「公共交通機関の整備」

(2) 環境に関する取組内容について

- 普段の生活での取組
「資源ごみの分別や資源物の回収に協力する」、「不必要な電気のスイッチはこまめに消す」、「詰め替えできる商品を買う」、「自動車を運転する際には、不要なアイドリング、空ぶかし、急発進などをしないようにしている」に8割以上の市民が取り組んでいる
- 普段の生活での取組
「外出の際には、なるべく自家用車を使わず、バスなどの公共交通機関、徒歩、自転車などを利用している」は半数以上が「実践するつもりはない」と回答
今後も実践しない理由としては、時間や手間、負担がかかることへの抵抗

(3) 地球温暖化対策に関する認知度等について

- 「パリ協定」の認知度
「名前は聞いたことがある」が60%以上、「内容まで知っている」は15%
性別では男性の認知度が高い
年齢別では20～29歳の認知度が高く、30～39歳の認知度が低い結果
- 地球温暖化の日常生活への影響
9割近い割合で「知っている」
- 気候変動への「適応」の認知度
「大体知っていた」が50%弱、「内容まで知っている」は3%
「内容まで知っている」が20歳～29歳が最多数

(4) 全体を通して

- 周辺環境に関する評価から、市内のごみ収集・処理や公害対策などの生活環境への満足度は高い傾向にあった。前回調査と比較して全体的に評価が向上する中、不法投棄やポイ捨て防止などまちの環境美化は不十分との認識が多数。また新たな課題として、有害鳥獣被害軽減のための対応・整備を求める声が多数。

若い世代において、公共交通機関の整備が課題と認識。

- 多くの市民が普段の生活の中で環境への取組を行っており、市民の環境意識は高い傾向にあった。一方で、公共交通機関等の利用については半数以上が実践するつもりはないとしており、市民意識と政策の整合を図りつつ環境整備を進めていくことが必要。

【事業所意識調査】

(1) 環境に関する考え・取組体制について

- 環境の保全と経済の発展
環境の保全を優先すべき（環境の保全を最優先する、経済の発展を多少犠牲にしても経済の発展を優先する）とする事業者が、30%以上
- 環境保全の取組の実践
実践している事業者は、60%超、今後実践したいとしている事業者は3割超を、90%以上の事業者が環境保全の取組を実施・検討している
- 環境マネジメントシステム*の認証の取得
取得している事業者（全社、事業者単位）は20%超
従業員数別では、従業員数が多い事業者ほど取得している傾向、「1～20名」の事業者では4割の事業者が「取得する予定がない」

(2) 環境に関する取組内容について

- 実施内容
「照明・空調に係る高効率機器等を導入している（LED、高効率空調等）」が最多数、次いで、「事業活動で発生するごみの排出抑制やリサイクルに努めている」
- 今度実施したい取組
「ごみの減量・資源化の推進」、「省エネの推進」を実施・検討が最多数
- 環境保全を取り組む理由
「製品もしくは事業活動が環境に関わっており、取り組む必要があると考えているから」が最多数、次いで、「特に理由はない」
- 環境保全や環境負荷の低減に向けた取組を進めていく上での課題
「労力・費用負担が大きい」が最多数、次いで、「取組のための人材の確保・育成が困難」、「具体的な方法に関する情報がない」
半数以上の事業所が、労力・費用負担の大きさを課題にあげる

(3) 地球温暖化対策に関する取組等について

- 懸念される影響の認識
「熱中症や熱帯性の伝染病の増加、労働効率の低下など従業員の健康への影響」が最多数、全業種に関わる懸念として「人への影響」が多数
- 地球温暖化対策のための設備投資や他の地球温暖化対策を行うための条件
「設置費用負担の軽減（価格低下など）」が最多数、次いで、「資金の確保」
- パリ協定や RE100*など地球温暖化対策の動き
「国等の誘導策などあれば考えていきたい」が最多数
RE100 を検討している事業者は 70%超
BCP*の策定については業務・産業部門共に、「策定の予定はない」が約 6 割
- 市による支援
半数以上の事業者が「補助制度や助成、税制面の優遇」、「環境保全に関する情報の提供」を回答
従業員数別「1～20 名」、「21～50 名」の事業所では、半数以上が「補助制度や助成、税制面での優遇」、「50 名以上」では 70%超が「環境保全に関する情報の提供」を回答

(4) 全体を通して

- 90%以上の事業者が、環境保全の取組を実施・検討している。事業者の環境への取組意識は高く、また、パリ協定や RE100 など地球温暖化対策の動きに対して、約 70%の企業が国の規制や誘導策があれば考えたいとする。
- 環境保全や環境負荷の低減に向けた取組を進めていく上では、事業者の費用・コスト負担の大きさ、担い手・人材、具体的な方法の情報不足が課題と認識され、市へ期待する支援は経済的支援や環境保全に関する情報提供が多数、事業者が環境保全の取組を進めるノウハウや、環境保全に関する情報提供、費用面等での支援が求められている。

2019 年発行 第 2 期京丹後市環境基本計画

京丹後市 市民環境部 生活環境課

627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷 889 番地

TEL : 0772-69-0240 FAX : 0772-62-6716

URL : <http://www.city.kyotango.lg.jp/>